



函館
ひかりのおくりもの

函館市
福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル

函館市福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

障害のある方や高齢者が
公共的施設等を安全に
そして円滑に利用するために

函館市



みんなでつくる・みんなで考える

福祉のまちづくり—函館

はじめに

少子高齢化が進展して、福祉サービスを必要とする人や事故や病気など様々な事情から行動上何らかの制限を受ける人が年々増加している一方で、生活の質や豊かさを求める近年の傾向から、障害のある人やお年寄りなどの社会への参加意欲も高まってきており、ソフト・ハード両面における障壁のない社会をつくる必要になってきました。

このようなことから、国や北海道においては、障害のある人やお年寄りなどが安全かつ円滑に利用できる特定建築物や公共交通機関等の整備について法律や条例を制定し、不特定多数の人が利用する公共的施設等の整備促進の環境づくりが行われています。

函館市福祉のまちづくり条例は、福祉サービスの質の向上や福祉施策への市民の積極的な参加により、すべての市民が地域でともに支え合い、ふれあいとやさしさにつつまれて生活するとともに、市民が利用する施設の福祉環境の整備・促進などを通して、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加できるよう、あらゆる環境の整備に取り組む条例として、平成13年12月に制定され、平成14年7月1日より施行することとなりました。

本整備マニュアルは、条例で定める整備基準の内容について、図解を交えながらわかりやすく解説したものです。事業者の方や建築に関わる方をはじめ多くの市民の皆さんに福祉のまちづくりの手引き書として活用していただきたいと存じます。

21世紀における福祉のまち、だれもが安心して暮らせる住み良いまちを、市・事業者・市民が力を合わせてつくり上げていくため、皆さんの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

目次

函館市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

はじめに		(7)案内設備	101
福祉のまちづくり条例のあらまし	1	(8)乗車券等販売所等	103
福祉のまちづくりとは		(9)券売機	105
条例の目的		(10)休憩設備	107
市・事業者・市民の責務		(11)その他	109
福祉のまちづくり条例の構成	2		
公共的施設の整備について	3	3 道路	
公共的施設の整備に関する届出等の手続き	5	(1)歩道	111
条例の対象となる公共的施設	6	(2)立体横断施設	115
		(3)案内標示	119
公共的施設に係る整備基準			
整備マニュアルの見方	7	4 公園	
1 建築物		(1)出入口	123
(1)出入口	9	(2)園路	125
(2)廊下等	13	(3)階段	129
(3)階段	25	(4)駐車場	133
(4)エレベーター	29	(5)改札口	135
(5)便所	39	(6)ベンチ等	137
(6)駐車場	43	(7)公園内の建築物	139
(7)敷地内の通路	47	(8)案内標示	141
(8)洗面所	55		
(9)浴室等	57	5 路外駐車場	
(10)シャワー室等	61	(1)駐車場	145
(11)観覧席等	65	(2)案内標示	145
(12)公衆電話所	69		
(13)カウンター等	73	視覚障害者誘導用床材	149
(14)案内標示	75		
(15)改札口等	79	障害者のための国際シンボルマーク	157
(16)授乳・おむつ替えの場所	83		
2 公共交通機関の施設		既に公共的施設を所有・管理している 事業者の方へのお願い	159
(1)改札口	85		
(2)乗降場	89	〈資料編〉	
(3)通路	91	函館市福祉のまちづくり条例	161
(4)階段	95	函館市福祉のまちづくり条例施行規則	165
(5)便所	97	北海道福祉のまちづくり条例	201
(6)カウンター等	99	北海道福祉のまちづくり条例施行規則	205

福祉のまちづくり条例の あらまし

福祉のまちづくりとは

すべての市民が地域で相互に支え合い、安心して生活するとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加することを可能にするためのあらゆる環境の整備

＜福祉のまちづくり条例前文（抜粋）＞

すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、広く社会参加をする機会を等しく有するためには、多様な個性を受け入れ、個人の自由な活動を支え合う温かい心をはぐくむことをはじめ、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組んでいかななくてはならない。私たち函館市民は、このような認識を共有する中で、それぞれの役割を自覚し、共に手を携えながら、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくことを決意し、この条例を制定する。

条例の目的

福祉のまちづくりについて、市、事業者、市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の福祉の増進に資すること

市・事業者・市民の責務

◆市の責務

- ① 福祉のまちづくりに関する基本的・総合的な施策の推進
- ② 市民・事業者の福祉のまちづくりに関する活動への支援
- ③ 市の公共施設をはじめとする公共的施設等の福祉的視点からの環境整備の促進

◆事業者の責務

- ① 福祉のまちづくりへの理解と推進
- ② 市が行う福祉のまちづくりに関する施策への協力
- ③ 自ら所有し、または管理する公共的施設等の福祉的視点からの環境の整備

◆市民の責務

- ① 福祉のまちづくりへの理解と推進
- ② 市が行う福祉のまちづくりに関する施策への協力

福祉のまちづくりの推進にあたっては、市・市民・事業者が広く理念を共有し、それぞれの責務を果たしながら、互いに連携・協力することが不可欠である。

したがって、各種福祉サービスの提供についても、自らがその受け手であるばかりではなく、また担い手でもあるという意識を持ち、各種の活動へ自主的・積極的に参加することが大切であり、これらの市民の実践が福祉のまちづくり推進の大きな原動力となる。

福祉のまちづくり条例の 構成

市の施策の基本方針

- ◆市民がそれぞれの役割を認識し、自主的・積極的に福祉のまちづくりに取り組むことができる気運の醸成
- ◆市民の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加促進
- ◆障害のある人や高齢者などが公共的施設等を安全かつ円滑に利用できる環境の整備・促進

市の基本的な施策

◎ソフト面での施策◎

地域における交流の促進と市民の気運の醸成

事業者および市民が地域において支え合うことができるよう相互に交流し、理解を深める施策を推進するとともに、福祉に関する教育の充実を通じ、ノーマライゼーションの理念の普及に努める。

社会参加の促進と福祉のまちづくりの誘導

障害者、高齢者等の社会参加の促進と生きがいづくりなどを目的とした学習への支援、さらにはボランティア団体や活動に対する育成と支援に努めるほか、福祉のまちづくりに関する情報の収集や提供を通じ、福祉のまちづくりの誘導に努める。

地域で安心して暮らすための施策の展開

福祉サービスの提供体制を確保するとともに、市民の参加を得ながら、良質かつ適切なサービスの提供に努めるほか、障害者、高齢者等に配慮した防災対策の推進に努める。

◎ハード面での施策◎

公共的施設の整備・促進

不特定多数の人が利用する公共的施設（デパート、病院、ホテル・旅館等）について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備するための基準を定めるとともに、公共的施設の整備基準への適合を促進する。

このマニュアルは、
市民の皆さんが所有する
公共的施設の整備基準への適合を
お手伝いするために作成した
ものです。

◎ソフト・ハード両面での施策◎

施策の推進と体制の整備

福祉のまちづくり施策推進のための財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、市、事業者、市民が有機的に連携するなかで、一体となって取り組む体制の整備に努める。

福祉のまちづくり推進委員会の設置

福祉のまちづくりに関する重要事項を調査、審議し、意見を述べる組織として、市民や事業者、学識経験者、関係団体の代表などによる組織を設置します。

公共的施設の整備について

公共的施設の福祉環境の整備については

条例第7条で規定されている
「**施策の基本方針**」において、市は

「障害者、高齢者等が公共的施設等を安全かつ
円滑に利用することができるよう
環境の整備を促進すること」となっており、

「**市や事業者の責務**」としても、
第3条の「**市の責務**」で、

「市は、自ら設置し、または管理する公共的施設等について、
障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう
必要な措置を講じなければならない」と規定し、

第4条の「**事業者の責務**」でも、

「事業者は、自ら所有し、または管理する公共的施設等について、
障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用するための
必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定しています。

公共的施設等における福祉環境の整備については、

第19条において、

「市長は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、歩道、園路
その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分の
構造および設備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に
利用することができるよう整備するために必要な基準
(以下「整備基準」という。)を定めるものとする」と規定されています。

整備基準の遵守については、

第20条において、

「公共的施設を所有し、または管理する者は、当該公共的施設を
整備基準に適合させるよう努めなければならない」とされ、

整備された施設についても、
第23条で

「公共的施設を所有し、または管理する者は、整備基準に適合している部分の
機能を維持するよう努めなければならない」と規定されています。

また、

「何人も、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう
整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない」
と規定することで、点字ブロックの上に自転車を止めたり、スロープに荷物を
置いたりなど、市民の心ない行為によって、せっかくの整備箇所の
機能が損なわれることがないように規定しています。

公共的施設の整備に関する届出等の手続き

1 公共的施設の新築等の届出等について

第21条 公共的施設（規則で定める公共的施設を除く。以下この条、次条および第24条において同じ。）の新築（用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）もしくは新設または整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕もしくは大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「施設新築者等」という。）は、次の各号に掲げる公共的施設の区分に応じ当該各号に定める期限までに、当該新築等の内容を、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。届け出た内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも同様とする。

● 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項または第6条の2第1項（同法第88条第1項および第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を要する公共的施設

当該確認の
申請の時

● 前号に掲げる公共的施設以外の公共的施設

当該新築等の
工事の着手の日の前日

市長は、これらの規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設の新築等の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導および助言をすることができる。

2 工事完了の届出等について

第22条 公共的施設の新築等の工事を完了した者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て、当該公共的施設の構造および設備に関し市長の検査を受けなければならない。

市長は、工事完了の検査を行った場合において、当該検査に係る公共的施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該検査を受けた者に対し、必要な指導および助言をすることができる。

市長は、工事完了の届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導することができる。

条例の対象となる公共的施設

区 分	対 象 施 設	主 な 施 設（左以外のもの）
建築物	1. 病院、診療所その他これらに類する施設	・ 医院、歯科医院、施術所等
	2. 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設	・ 競技場、野球場、競馬場、サッカー場等
	3. 集会場、公会堂その他これらに類する施設	・ 公民館、市民会館、冠婚葬祭施設、研修施設（宿泊施設を除く。）等
	4. 展示場その他これに類する施設	・ 記念館、郷土資料館、見学施設を有する工場等
	5. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	・ 市場、ガソリンスタンド、スポーツ用品店、専門品店、自動車修理工場、洗車場等
	6. ホテル、旅館その他これらに類する施設	・ 保養所、ウイークリーマンション、青年の家、少年の家等
	7. 老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、保健センターその他これらに類する施設	・ 老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、保護施設、有料老人ホーム、隣保館、授産施設、婦人保護施設、助産施設（所）等
	8. 遊技場、体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設	・ パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター、カラオケボックス等
		・ 場外車（馬）券売場等
		・ スキー場、スケート場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等
	9. 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	・ 開拓記念館、郷土資料館等
	10. 公衆浴場その他これに類する施設	
	11. 飲食店	・ 食堂、レストラン、喫茶店、料理店、居酒屋等
	12. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	・ 美容店、貸本屋、学習塾、囲碁教室等
		・ 法律事務所、会計事務所、不動産業の店舗等
		・ 武道塾、アスレチッククラブ、エステティックサロン等
		・ 一般電気事業、一般ガス事業または第1種電気通信事業を営む店舗
	13. 銀行その他の金融保険業を営む店舗	・ 信用金庫、労働金庫、国民金融公庫、信用協同組合、農業協同組合、中小企業等協同組合、貸金業者その他の金融機関等の営業店舗等
		・ 証券会社、保険会社等
	14. 一般公共の用に供される自動車車庫	・ 立体駐車場
公共交通機関の施設	15. 公衆便所	
	16. 市役所、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	・ 火葬場等
道 路	17. 学校（専修学校および各種学校を含む。）その他これに類する施設	・ 幼稚園、高等技術専門学院、自動車教習所、看護学校、洋裁学校、美容学校等
	18. 事務所（12、13または16に該当するものを除く。）	・ テナントビル等
公 園	19. 共同住宅または寄宿舎（51戸（室）未満のものを除く。）	・ マンション、アパート、公営住宅、公団住宅、学生寮等
	20. 地下街その他これに類する施設	
路 外 駐車場	車庫の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	・ 鉄道駅、軌道の停留所、バスターミナル、フェリーターミナル、飛行場等
道 路	1. 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの交通の用に供する道路を除く。）	
	2. 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設である道路	
公 園	1. 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園	
	2. 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地	
	3. 遊園地、動物園、植物園その他これらに類する施設	
路 外 駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）	

公共的施設に係る整備基準

整備マニュアルの見方

このマニュアルでは、1つの整備項目に対し、整備基準と北海道福祉のまちづくり条例の誘導的基準を記載し、続いて、整備基準に係る「図解」や「配慮すべき事項」、また、「利用者からの意見」として、さらに好ましい整備や対応について寄せられた意見を紹介しています。

実際の設計にあたっては、建物の敷地などの立地条件を考慮し、整備基準のほかに、配慮すべき事項等も組み合わせ、誰にとってもやさしい施設づくりをしていただきたいと思います。

マニュアルの構成

整備基準

◆基本的な考え方

整備基準の基本的な考え方や整備の方向性について簡潔にまとめています。

◆整備項目

整備の対象となる部分や事項を表しています。

◆整備基準

整備基準を原文で記載しています。(内容によっては具体的に言い換えをしています。)

◆整備基準の解説

整備基準に係る補足説明や整備の根拠となる考え方を記載しています。

◆道条例誘導的基準

さらに好ましい基準である道条例の誘導的基準について、整備内容を上乗せする場合についてのみ記載しています。(整備基準に対象となる項目がない場合は、「配慮すべき事項」で紹介しています。)

◆誘導的基準の解説

道条例誘導的基準に係る補足説明や整備の根拠となる考え方を記載しています。

函館市整備基準図解

整備の具体例をイラスト等により説明しています。なお、より好ましい整備もあわせて紹介しています。(函館市整備基準については、●をつけて表示しています。)

配慮すべき整備・対応

◆基本的な考え方

より好ましい整備の基本的な考え方や人的対応などを簡潔にまとめています。

◆利用者からの意見

条例の制定にあたって設置した「函館市福祉のまちづくりを考える市民懇話会」など、市民からの提言を紹介することにより、当該施設がより一層安全かつ円滑に利用できる施設となることを目的に記載しています。

◆配慮すべき事項

整備基準には定めていませんが、実際の整備や施設の管理において配慮することが望ましい事項や道条例の誘導的基準についても簡潔に紹介しています。

整備項目	整備基準の基本的な考え方	整備基準	道条例誘導的基準
建築物 [1] 出入口	●整備基準 障害者、高齢者等すべての人が支障なく施設内の部屋に出入りできるように幅、傾斜、段差の解消などが必要である。	●出入口の幅 ●出入口の傾斜 ●出入口の段差	●出入口の幅 ●出入口の傾斜 ●出入口の段差
出入口	●出入口の幅 ●出入口の傾斜 ●出入口の段差	●出入口の幅 ●出入口の傾斜 ●出入口の段差	●出入口の幅 ●出入口の傾斜 ●出入口の段差
幅の確保	●幅の確保 ●幅の確保	●幅の確保 ●幅の確保	●幅の確保 ●幅の確保
傾斜の解消	●傾斜の解消 ●傾斜の解消	●傾斜の解消 ●傾斜の解消	●傾斜の解消 ●傾斜の解消
段差の解消	●段差の解消 ●段差の解消	●段差の解消 ●段差の解消	●段差の解消 ●段差の解消

整備基準の解説

誘導的基準の解説

整備基準図解

配慮すべき整備・対応の基本的な考え方

整備項目	整備基準の基本的な考え方	整備基準	道条例誘導的基準
建築物 [1] 出入口	●整備基準 障害者、高齢者等すべての人が支障なく施設内の部屋に出入りできるように幅、傾斜、段差の解消などが必要である。	●出入口の幅 ●出入口の傾斜 ●出入口の段差	●出入口の幅 ●出入口の傾斜 ●出入口の段差
出入口	●出入口の幅 ●出入口の傾斜 ●出入口の段差	●出入口の幅 ●出入口の傾斜 ●出入口の段差	●出入口の幅 ●出入口の傾斜 ●出入口の段差
幅の確保	●幅の確保 ●幅の確保	●幅の確保 ●幅の確保	●幅の確保 ●幅の確保
傾斜の解消	●傾斜の解消 ●傾斜の解消	●傾斜の解消 ●傾斜の解消	●傾斜の解消 ●傾斜の解消
段差の解消	●段差の解消 ●段差の解消	●段差の解消 ●段差の解消	●段差の解消 ●段差の解消

整備内容の表示

利用者からの意見

配慮すべき事項

出入口

●整備基準

基本的な
考え方

障害者、高齢者等すべての人が支障なく施設や施設内の部屋に出入りできるように幅の確保、開閉の容易さおよび段差の解消などが必要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
出入口	●直接地上に通ずる出入口および駐車場に通ずる出入口ならびに不特定かつ多数の者の利用に供する各室(床面積の合計が2,000㎡未満の建築物の直接地上に通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。「[2]廊下等」の項において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。	●直接地上に通ずる出入口とは、避難階に位置し、地上に出ることのできる出入口のことをいう。主に、玄関のことである。 ●駐車場に通ずる出入口とは、例えば百貨店等で地下や屋上に駐車場がある場合に店舗部分から駐車場部分に通じる出入口のことである。	●直接地上に通ずる出入口及び駐車場に通ずる出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる出入口については、この限りでない。	●整備基準には面積規定があるが、出入口は、面積に関係なく広い方が望ましいため、誘導的基準には面積規定がない。 ●整備基準では1以上の出入口について、誘導的基準では原則としてすべての出入口について規定している。	
幅の確保	ア)幅は、内法を80cm以上とすること。	●内法80cmとは、車いすが通過できる寸法である。	ア)幅は、内法を90cm以上とすること。この場合において、1以上の直接地上に通ずる出入口の幅は、内法を120cm以上とすること。	●内法90cmとは、車いすが通過しやすい寸法である。 ●内法120cmとは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉づえ使用者が円滑に通過できる寸法であり、通行の多い玄関における基準である。	
戸の構造	イ)戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造または車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	●車いす使用者、視覚障害者等が通過しにくい回転扉等は使わないようにする。	イ)戸を設ける場合においては、当該戸は、幅を内法で120cm以上とする直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	●車いす使用者が通過できない構造の回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない開き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。	
段差の解消	ウ)車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	●「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる段(例:高低差が1cm程度で丸みを持たせた段)以外のものが該当する。			

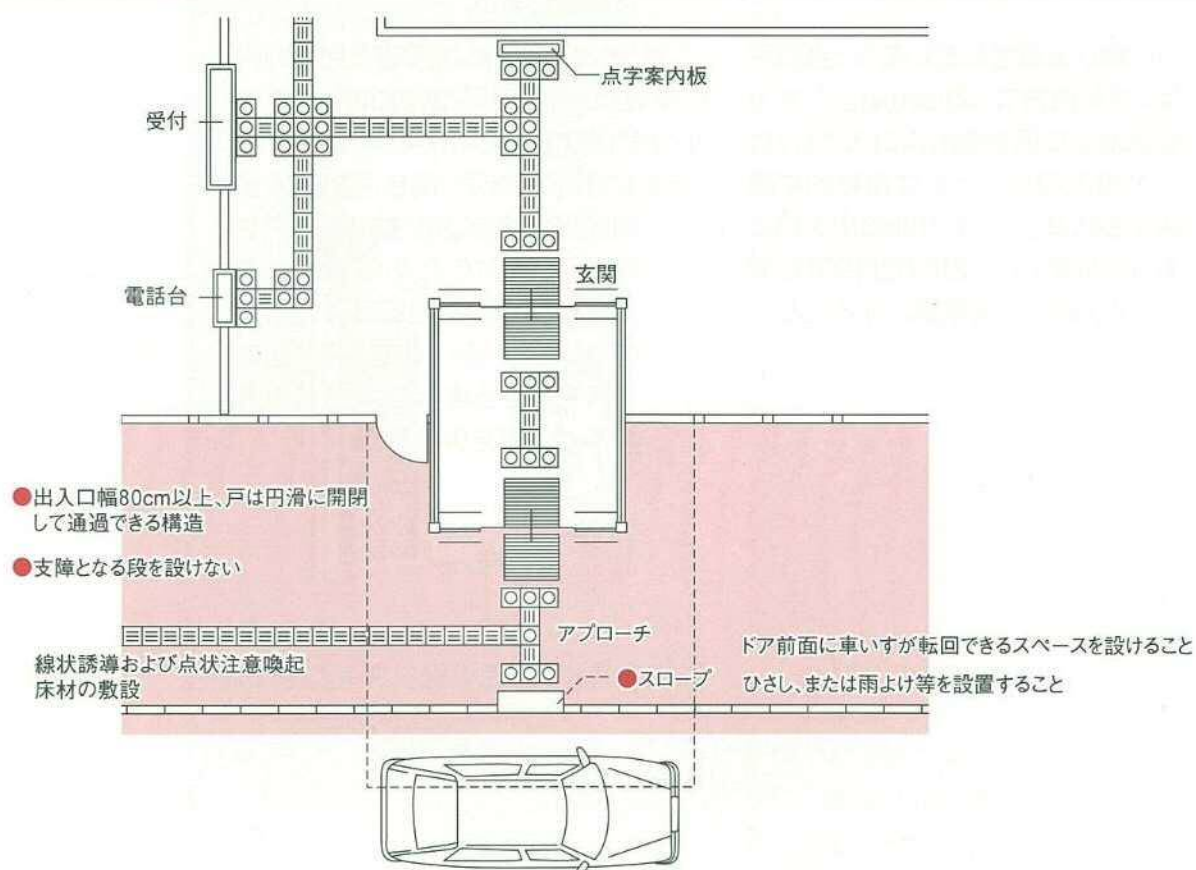
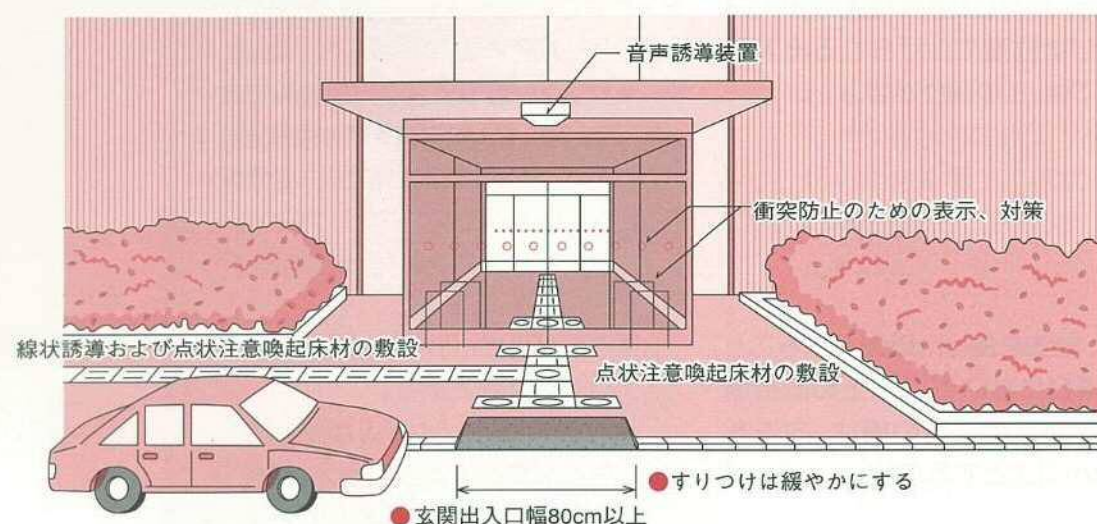


●函館市整備基準図解

■出入口の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●玄関の整備例



●配慮すべき整備・対応

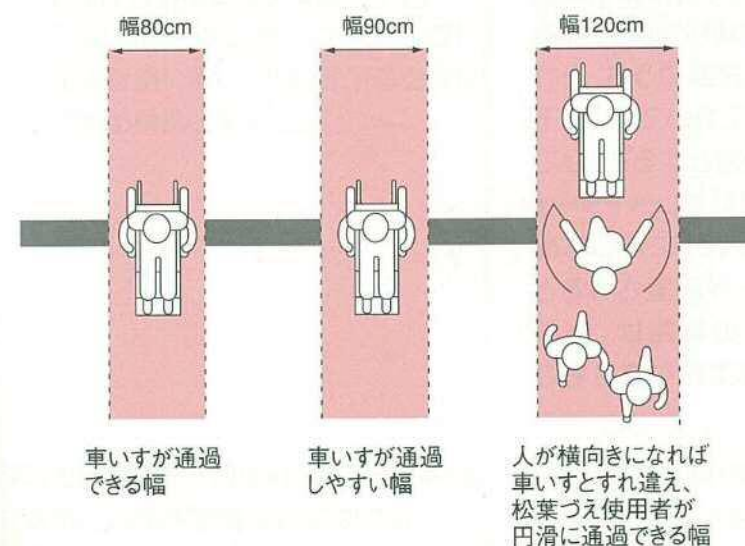
基本的な考え方

建物への出入口であり、人的対応が可能な受付などへの安全・確実な誘導や視覚障害者の利用に配慮した音声誘導装置などの設置のほか、ガラス戸等の使用に際しての安全性の確保がより好ましい。

■利用者からの意見

- 歩道から入口にかけて視覚障害者誘導用床材（線状誘導床材・点状注意喚起床材）、音声誘導装置、点字案内板を設置する。
- 柱、ガラス戸、壁等はアクセントをつけたり、見やすい色にするなどして、衝突によるけがが生じないようにする。
- 視覚障害者誘導用床材は、施設を利用する車いす使用者にも配慮し、適切に敷設する。
- 建物内の案内板については、視覚障害者の利用も考慮し、表示方法や音声による案内にも配慮する。

●出入口の幅の考え方



●段差解消の例



■配慮すべき事項

- 段差がある場合は、呼び出し装置を設ける。
- 上履きに履き替える必要がある場合には、ベンチ等を設ける。
- 戸（扉）には、透明部分を設ける。また、全面をガラスとするときは、安全な材質を使用するとともに、衝突を防止するための措置を講じる。
- 把手は使用しやすく、握りやすい形状とする。
- すりつけは緩やかにする。
- すべての出入口においても、同等の整備をすることが望ましい。
- ドア前面に車いすが転回できるスペースを設ける。
- 駐車場または敷地内の通路には、必要に応じ、ひさしまたは雨よけ等を設ける。
- 外開きの戸を設ける場合、戸の開閉により、戸と通行者が衝突しない構造とすることが望ましい。

●整備基準

基本的な
考え方

廊下等は、建物内を障害者、高齢者等すべての人が安全に移動できる通路として、車いすでの利用に支障のない幅を確保し、

高低差が生じる場合は傾斜路等によって段差を解消するよう配慮するとともに視覚障害者の利用に配慮した誘導等を適切に行うことが必要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
廊下その他これに類するもの					
(1) 表面仕上げ	(1) 床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げることを。				
(2) 段の構造	(2) 段を設ける場合においては、当該段は、「【3】階段」の項に定める構造とすること。	●「【3】階段」で規定するように、手すりの設置、回り段の禁止、つまずきにくい材料での仕上げ、識別しやすい踏面の色、階段上端付近の点状注意喚起床材の敷設などの配慮をいう。			
(3) 【1】の項の出入口から室の各出入口までの廊下等	(3) 直接地上に通ずる「【1】出入口」の項に定める構造の各出入口または駐車場に通ずる「【1】出入口」の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者の利用に供する室の「【1】出入口」の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、「【4】エレベーター」の項の(1)または(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。		③ 直接地上に通ずる「【1】出入口」に定める構造の各出入口又は駐車場に通ずる「【1】出入口」に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者の利用に供する室の「【1】出入口」に定める構造の各出入口に至る経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。	●誘導的基準ではすべての経路について規定している。	
幅の確保	ア) 幅は、内法を120cm以上とすること。 	●内法120cmとは、人が横向きになれば車いすですれ違い、松葉づえ使用者が円滑に通過できる寸法である。			
車いすの転回スペースの確保	イ) 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回できる構造の部分設けること。	●車いす使用者が廊下を移動中に目的の部屋を通り過ぎてしまったときなど、廊下幅が狭いとバックせざるを得ないため、これに配慮した規定である。「車いすの転回に支障のないもの」および「車いすが転回できる構造の部分」とは、150cm四方形程度のスペースやT字形の交差部等が該当する。	ア) 幅は、内法を180cm(廊下等の末端の付近及び区間50m以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分)を設ける場合には、140cm)以上とすること。	●内法180cmとは、車いす使用者同士がすれ違いやすい寸法である。	

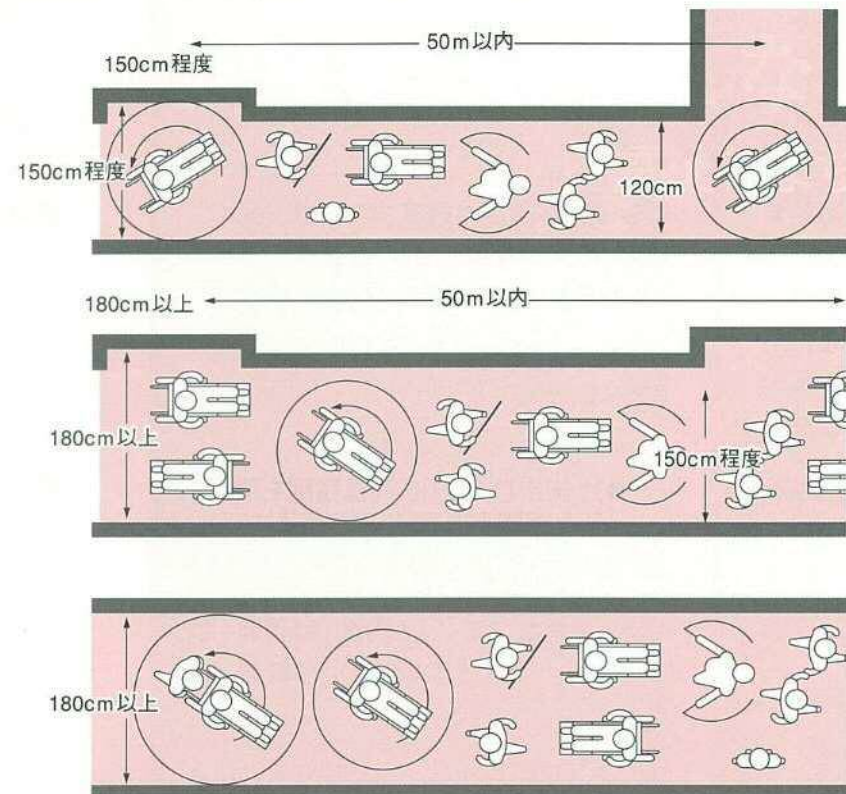
整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
傾斜路等の設置	ウ) 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路およびその踊り場または車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号または第2号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。	●廊下に高低差があり、それを階段で処理するときは、車いす使用者が通行できる傾斜路を併設することが必要である。			
出入口に接する部分の水平性の確保	エ)「【1】出入口」の項に定める構造の出入口ならびに「【4】エレベーター」の項の(1)または(2)に定める構造のエレベーターおよび車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。				
(4) 建物の出入口から受付等までの廊下等	(4) 直接地上に通ずる出入口のうち1以上の出入口から人または「【14】案内標示」の項に定める案内標示板により視覚障害者に建物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所(以下「受付等」という。)に至る経路のうち1以上の経路においては、廊下等に視覚障害者誘導用床材を敷設し、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。	●出入口から受付等まで視覚障害者を誘導する装置が必要であるために配慮した規定である。 ●「受付等」には、インターホンの設置や点字の平面図による案内板等も含む。 ●出入口において「常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合」とは、 ①ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能な場合、 ②百貨店等で受付が入口の正面にある場合、 ③自動車車庫などで運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行する場合 等が含まれる。	④ 直接地上に通ずる出入口(複数の出入口が近接した位置に設けられる場合にあつては、そのうちの1以上の出入口)から受付等に至る経路のうち1以上の経路においては、廊下等に誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。	●誘導的基準では、「直接地上に通ずる出入口」の数に関する規定がなくなっている。	
(5) 傾斜路およびその踊り場	(5) 傾斜路およびその踊り場を設ける場合においては、当該傾斜路およびその踊り場は、次に定める構造とすること。		⑤ 傾斜路及びその踊り場を設ける場合においては、当該傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。		



整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
幅の確保	ア) 幅は、内法を120cm(段を併設する場合にあっては、90cm)以上とすること。	●内法120cmとは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉づえ使用者が円滑に通過できる寸法である。 ●内法90cmとは、車いすが通過しやすい寸法である。	ア) 幅は、内法を150cm(段を併設する場合にあっては、120cm)以上とすること。	●内法150cmとは、人と車いすがすれ違いの寸法である。	
勾配	イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。	●「国際シンボルマーク」(P157参照) 掲示のための基準となっている12分の1を基本勾配としている。			
踊り場の設置	ウ) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。	●傾斜路が長くなるため(勾配12分の1で9m)、途中で車いす使用者が休憩または加(減)速できるような平坦な部分を設置する必要があることから設けられたものである。			
手すりの設置	エ) 手すりを設けること。	●傾斜路の移動を安全に行うための配慮である。	エ) 両側に手すりを設けること。	●片側まひの方による利用も考えると、両側に設置するのが望ましい。	
表面仕上げ	オ) 床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。				
踊り場および廊下等との識別	カ) 傾斜路は、その踊り場および当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。	●弱視者などの視覚障害者の安全な利用に配慮し、傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとする。			
点状注意喚起床材の敷設	キ) 傾斜路の上端に近接する廊下等および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。	●傾斜路の上端部に点状注意喚起床材(いわゆる警告ブロック)を敷設することが必要である。			
					

■廊下等の整備

●廊下の幅

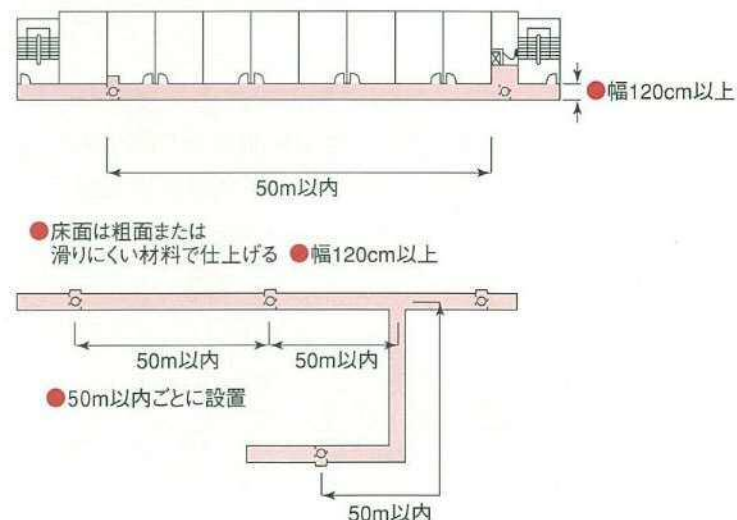


幅120cmの場合
車いすの方向転換が困難な
ので、50m以内ごとに方向
転換スペースを確保する

幅150cmの場合
車いすの方向転換はできる
が車いす同士のすれ違いが
困難であるために50m以内
ごとにすれ違いスペースを
確保する

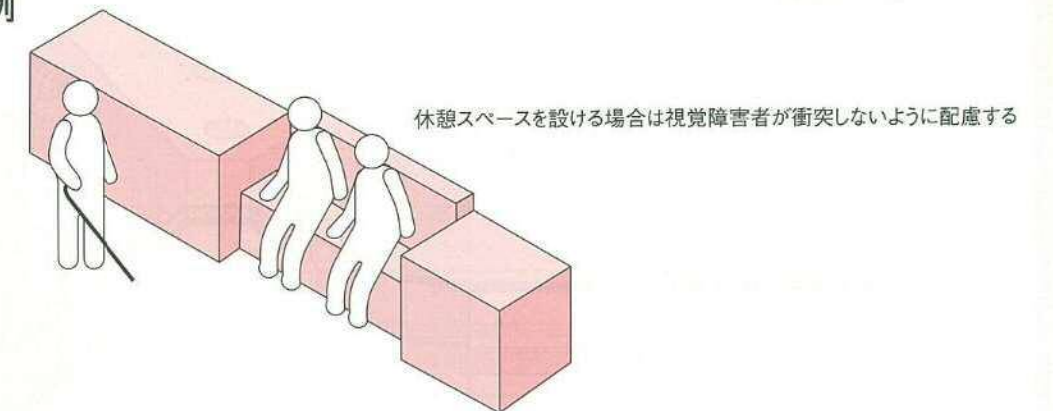
幅180cmの場合
車いすの方法転換、
すれ違いができる

●車いす転回スペースの設置例

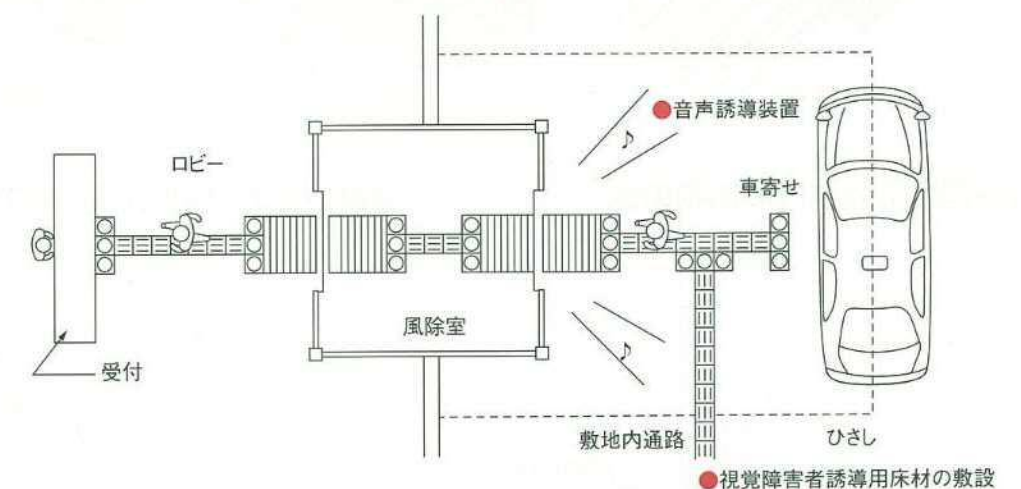
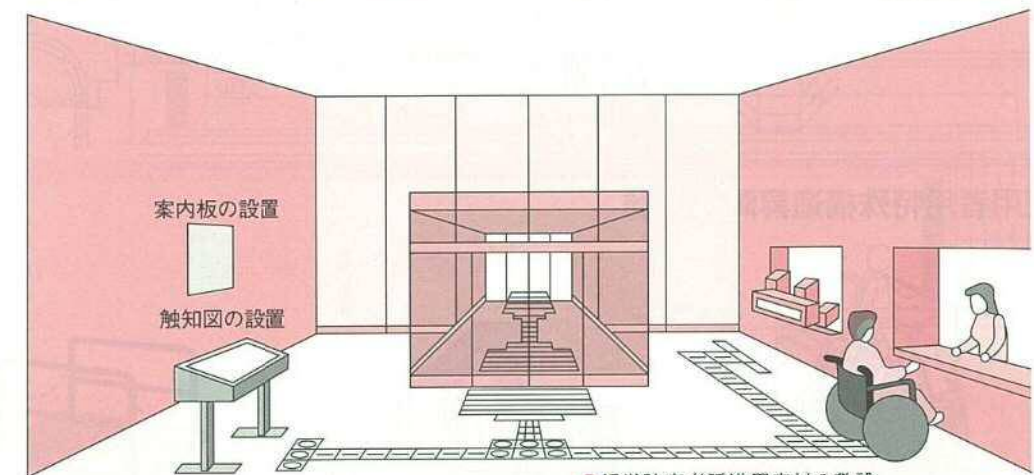


※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●休憩スペースの例

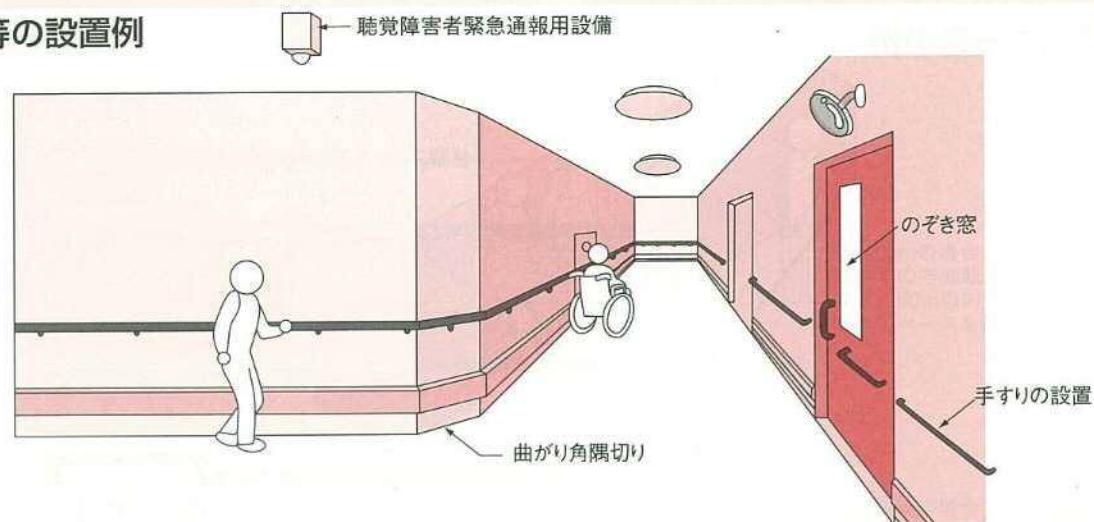


●出入口から受付等までの廊下の整備例

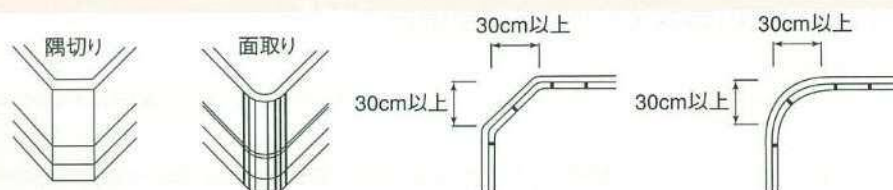


●函館市整備基準図解

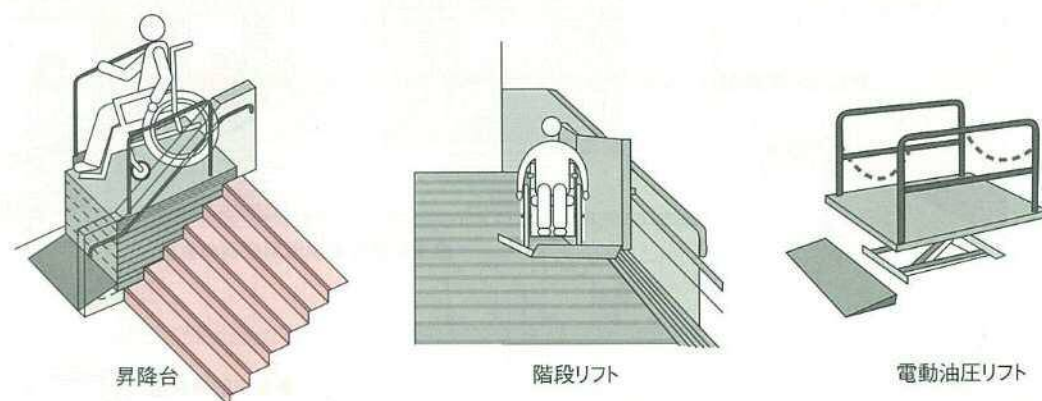
●手すり等の設置例



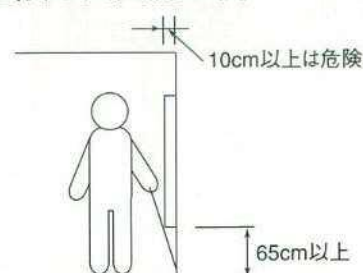
●曲がり角・柱型の例



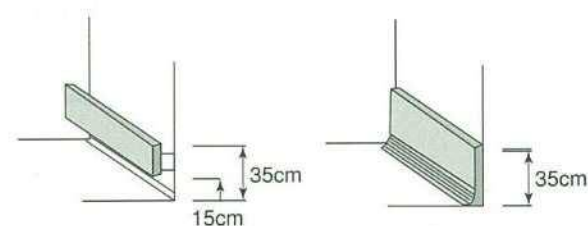
●車いす使用者用特殊構造昇降機の例



●視覚障害者に危険な突出物の例



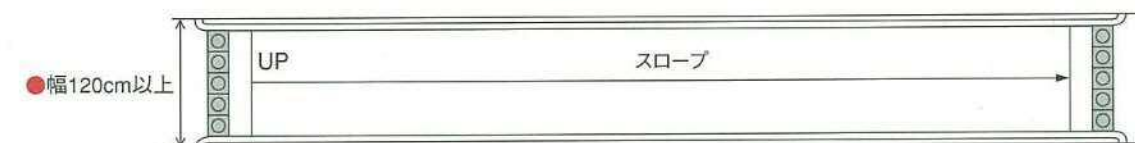
●車いすのフットレスト当りの設置例



※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

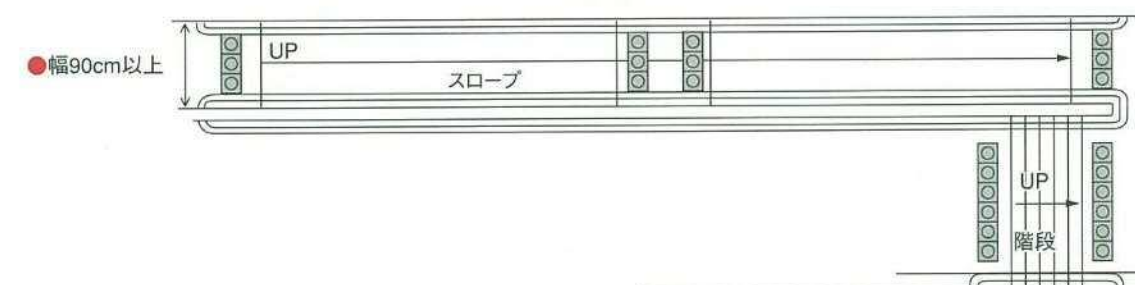
●傾斜路の整備例

通路全幅がスロープの場合



- 床面は粗面または滑りにくい材料で仕上げる
- 踊り場や廊下等と明度差の大きい色で識別しやすくする

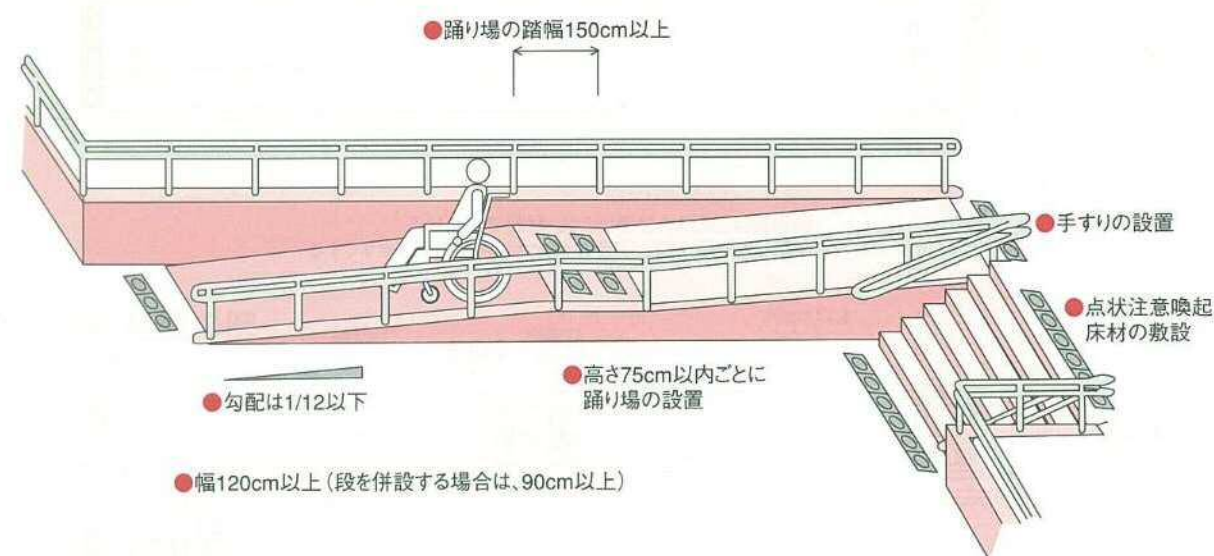
段を併設する場合



●函館市整備基準図解

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●傾斜路の勾配、踊り場の設置例



●手すりの設置例



●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

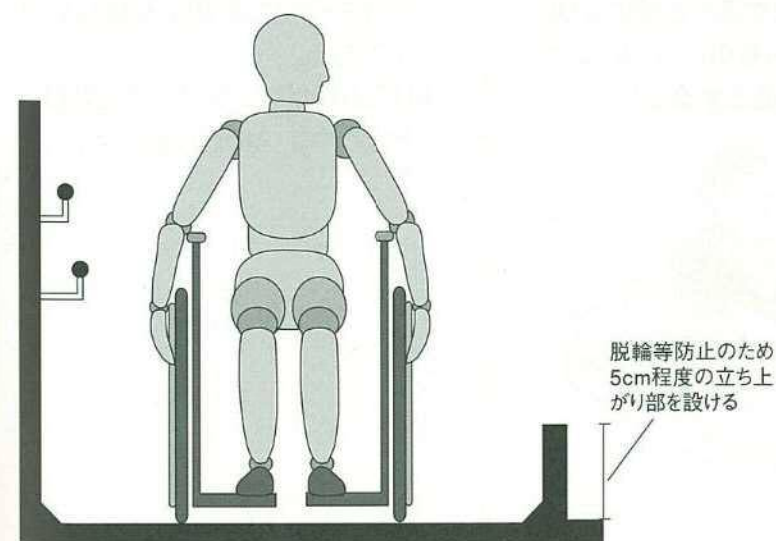
車いす使用者が後退することがないように、すれ違いのための十分な廊下幅を確保するとともに、施設内部の要所において障害者に対応した情報提供に配慮することが好ましい。

■利用者からの意見

- 視覚障害者誘導用床材は、視覚障害者の「道標」であり、その不備な敷設は視覚障害者の安全歩行をおびやかす危険なものにもなるため、正しく敷設する。
- 視覚障害者誘導用床材は、周囲の床材との対比を考え色のコントラストのはっきりしたものとする。
- 障害者に対し、緊急時を音だけでなく光や点滅等により知らせる装置を設置する。

■配慮すべき事項

- 手すりの端部には、その位置等について点字表示をする。
- 手すりの取り付け高さは、75～85cm程度とする。子どもの利用に配慮し、60～65cm程度のもので併設が望ましい。この場合、下部の手すりは、上部のものより利用者側にずらして取り付けることが望ましい。
- 傾斜路およびその踊り場の両側には、車いすの脱輪等を防止するため5cm程度の立ち上がり部を設ける。
- 壁面には、原則として突出物を設けないこと。やむを得ず、突出物を設ける場合においては、視覚障害者の通行の安全を確保できる構造とする。
- 官公庁庁舎をはじめ公益上必要な建築物や病院、診療所、老人福祉施設その他これらに類する施設等には、必要に応じ手すりを設ける。
- 傾斜路が同一平面で交差し、または接続する場合には、当該交差または接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場を設ける。
- すべてのエレベーターにおいても、その昇降路の出入口に接する部分は水平とすることが望ましい。
- 利用者が休憩することができる設備を適切な位置に設ける。



●整備基準

基本的な
考え方

階段は高齢者、つえ使用者、視覚障害者等の昇降にとって大きな負担となるとともに、転落等の事故の危険性が高いところで

あり、また、避難にも利用するため安全に対する十分な配慮が必要である。なお、階段の整備はエレベーター等の設置の有無に関わらず重要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
階段	●不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造(当該建築物が一般公共の用に供される自動車車庫である場合においては、次のアからエまでに定める構造)とすること。	●不特定かつ多数の者が利用するものはすべて基準に適合することを求めている。 ●自動車車庫について、階段の上端の点状注意喚起床材の敷設を免除しているのは、運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行することが見込まれるためである。			
手すりの設置	ア) 手すりを設けること。	●階段の昇降を安全に行うための配慮である。 ●廊下等、踊り場等に連続して設ける。	ア) 両側に手すりを設けること。	●片側まひの方による利用も考えると、両側に設置するのが望ましい。	
回り段の禁止	イ) 主たる階段には、回り段を設けないこと。	●高齢者にとって一つの踏面で内側と外側の寸法が異なる回り段は非常に危険であるとともに、視覚障害者が方向感覚を失いやすく、段を踏み外す危険がある。			
表面仕上げ	ウ) 踏面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。				
段の識別	エ) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	●弱視者などの視覚障害者、高齢者等の安全な利用に配慮した対応である。 ●けこみ板がないなど、足などがひっかかりやすい構造は避ける。			
点状注意喚起床材の敷設	オ) 階段の上端に近接する廊下等および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。	●視覚障害者の安全な利用に配慮した対応である。			

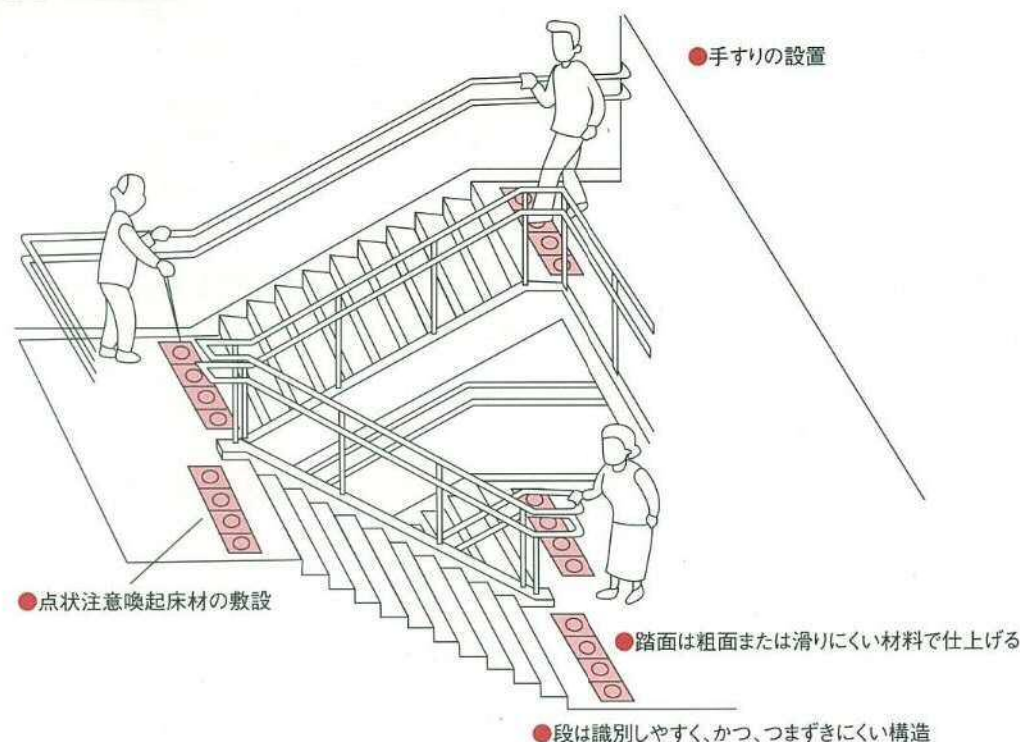


●函館市整備基準図解

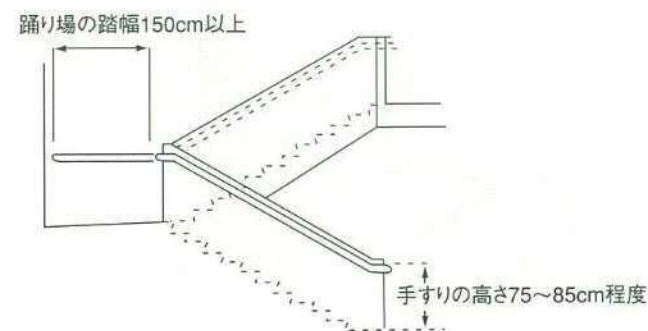
■階段の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

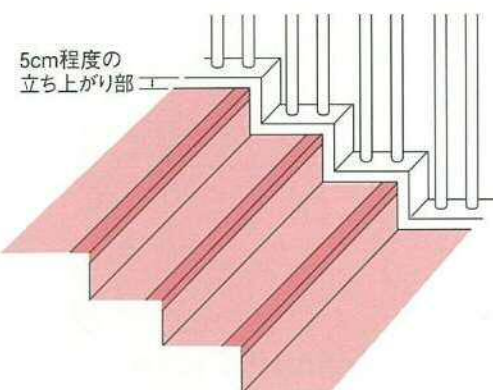
●手すり等各部の整備例



●踊り場の設置例



●立ち上がり部の設置例



●配慮すべき整備・対応

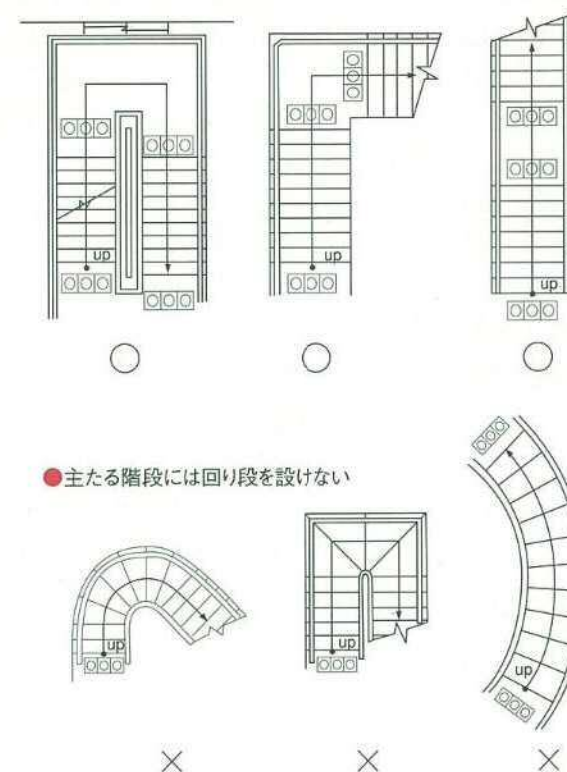
基本的な考え方

障害者、高齢者等の転落や段の踏み外し、つえ等の落ち込みを防止するための立ち上がり部を設けるほか、手すりへの点字表示を施すなど、利用者の安全や利便性に配慮することが好ましい。

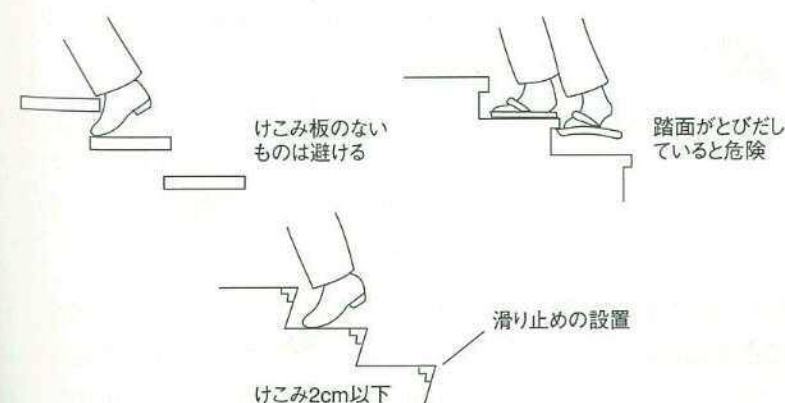
■利用者からの意見

- 階段や段差部分は照明を明るくし、色分け、線引き、足下へのランプ照明等、利用者の安全に配慮する。

●階段形式の例



●つまずきにくい構造の例



■配慮すべき事項

- 手すりの端部には、その位置等について点字表示をする。
- 手すりは両側に設置する。
- 踊り場および手すりの端部には、勾配および段を設けない。
- 階段の両側には、つえ等の落ち込みを防止するための5cm程度の立ち上がり部を設ける。
- 階段の幅は、内法150cm以上とする。ただし、共同住宅または寄宿舎(51戸(室)未満のものを除く。)においては、この限りでない。
- けあげの寸法は、16cm以下とする。
- 踏面の寸法は、30cm以上とする。
- 必要に応じ、エスカレーターを設けること。この場合、エスカレーターの乗降口に移動手すりと連続して固定手すりを設け、点状注意喚起床材を敷設する。

●整備基準

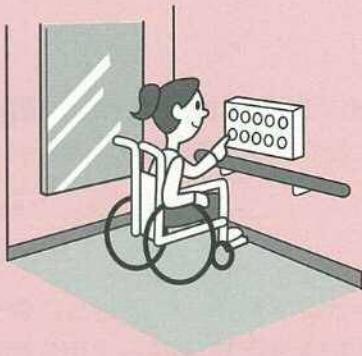
基本的な考え方 エレベーターは障害者、高齢者等にとって、垂直移動手段として最も有効なものである。したがって、かごおよび乗降ロビー

の構造は車いす使用者や視覚障害者が円滑に利用できるように配慮することが必要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
エレベーター (1) 1以上のエレベーター (2) の建築物を除く。)	(1) 不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階を有する建築物で床面積の合計が2,000㎡以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、当該階において提供されるサービスまたは販売される物品を障害者、高齢者等が享受し、または購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。	●条例の対象となる公共施設（P6参照）の表の「建築物」の「17学校その他これに類する施設」と「19共同住宅または寄宿舎」を除く施設が対象である。 ●専ら駐車場の用に供される階のうち、車いす使用者用駐車施設が設けられていない階には、車いす使用者による利用が見込まれないため、停止を求めている。 ●「当該階において提供されるサービスまたは販売される物品を障害者、高齢者等が享受し、または購入する措置を講ずる場合」とは、①2階で行っている窓口業務内容を適宜1階で行える体制を整えている場合 ②車いす用階段昇降機等により、車いす使用者等を2階に上げる事ができる場合 等が該当する。	① 不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上に通ずる出入口がない階を有する建築物には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。	●誘導的基準では、床面積規定がない。 ●誘導的基準では、提供されるサービス等を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講じていても、本条項で定める構造のエレベーターを1以上設けることとしている。	
かごの床面積	ア) かごの床面積は、1.83㎡以上とすること。	●車いす使用者も一般の利用者同様にエレベーターには前進で乗り込み、中で向きを変えて前進で降りられることが基本である。	ア) かごの床面積は、2.09㎡以上とすること。	●床面積（1.83㎡、2.09㎡）はそれぞれ、11人乗りと13人乗りの場合の最低床面積である。	
かごの寸法	イ) かごの奥行きは、内法を135cm以上とすること。	●かごの奥行き135cm（内法）は、JISの11人乗りおよび13人乗りの奥行き寸法で、電動車いすも収まる大きさである。			
かごの平面形状	ウ) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。	●JIST9201で定める手動式大型車いすが転回可能な大きさとは、間口140cm×奥行き135cm以上とされている。			

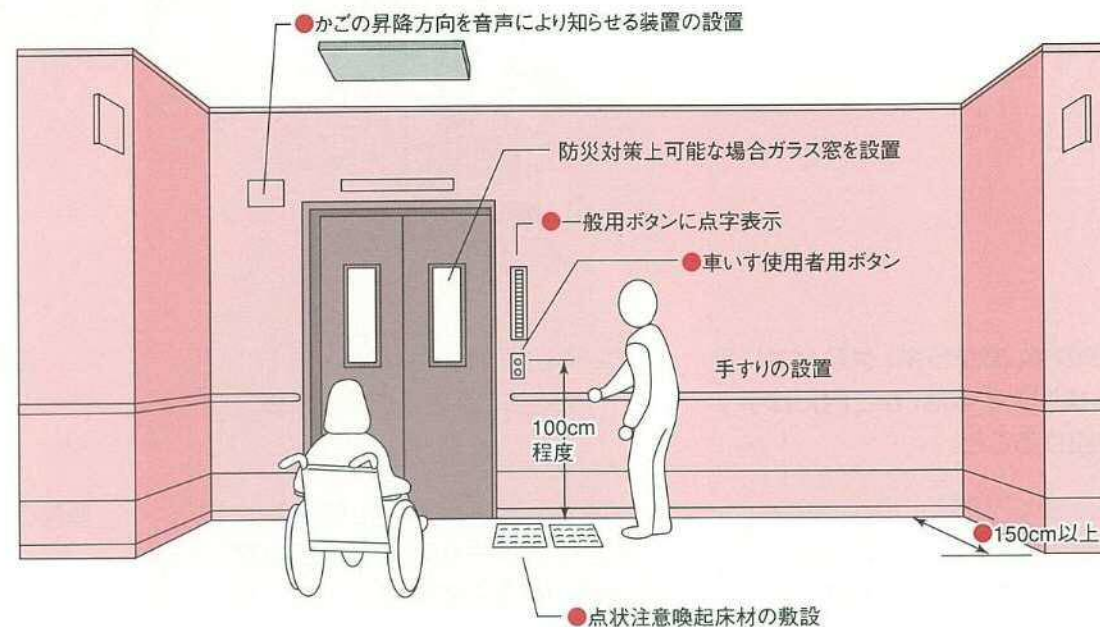


整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
聴覚障害者対応の表示装置の設置	工) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。				
視覚障害者対応の表示装置の設置	オ) かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。				
幅の確保	カ) かごおよび昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。	●内法80cmとは、車いすが通過できる寸法である。	カ) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90cm以上とすること。	●内法90cmとは、車いすが通過しやすい寸法である。	
車いす使用者対応の制御装置の設置	キ) かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。				
視覚障害者対応の制御装置の設置	ク) かご内および乗降ロビーに設ける制御装置(キの制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とし、かつ、乗降ロビーには、制御装置の位置を知らせる点状注意喚起床材を敷設すること。	●「視覚障害者が円滑に操作できる構造」とは、点字表示等が該当する。 ●車いす使用者対応の制御装置(操作盤)について、視覚障害者対応を求めているのは、視覚障害者である車いす使用者には、介助者がつくことが想定されるためである。			
乗降ロビーの寸法	ケ) 乗降ロビーの幅および奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。	●内法150cmとは、車いすが転回できる寸法である。	ケ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180cm以上とすること。	●内法180cmとは、車いすが転回しやすい寸法である。	
乗降ロビーの音声装置の設置	コ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内、かごおよび昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。	●視覚障害者に配慮した対応である。			

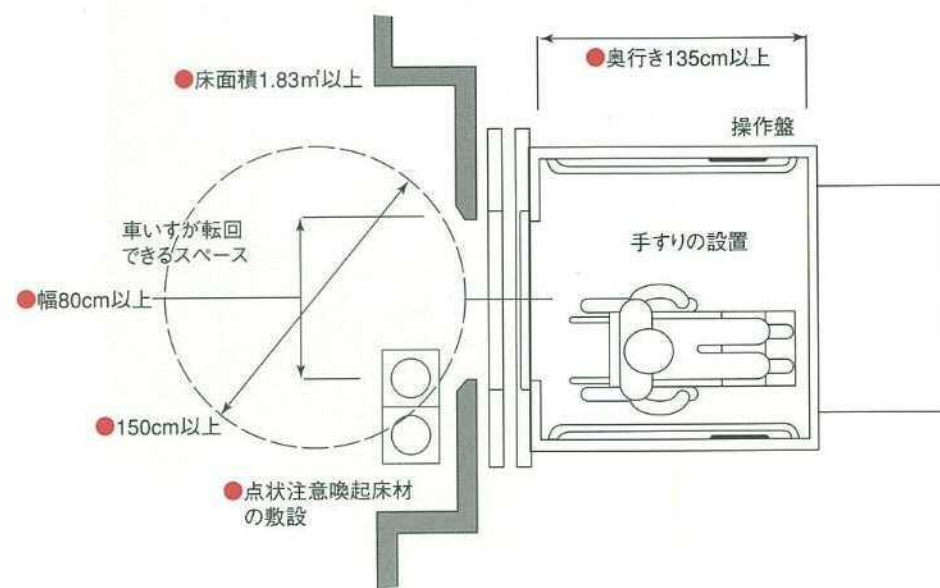
整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
(2) 1以上のエレベーター(学校等、共同住宅等に限る)	(2) 学校(専修学校および各種学校を含む。)その他これに類する施設または共同住宅または寄宿舍(51戸(室)未満のものを除く。)で床面積の合計が2,000㎡以上のものにエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。 	●本項目の対象は、条例の対象となる公共的施設(P6参照)の表の「建築物」の「17学校その他これに類する施設」と「19共同住宅または寄宿舍」である。	② 学校(専修学校及び各種学校を含む。)その他これに類するもの及び共同住宅又は寄宿舍(51戸(室)未満のものは除く。)にエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。	●誘導的基準では、床面積規定がない。	
かごの構造	ア) (1)のイ、エからキまで、ケおよびコに定める構造とすること。	●(1)のエレベーターの解説を参照。	ア) (1)のイ、エからキ、ケ及びコに定める構造とする他、かご内には手すりを設けること。		
制御装置の構造	イ) かご内および乗降ロビーに設ける制御装置((1)のキの制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。	●車いす使用者対応の制御装置(操作盤)について、視覚障害者対応を求めているのは、視覚障害者である車いす使用者には、介助者がつくことが想定されるためである。			
鏡の設置	ウ) かご内には、かごおよび昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡を設けること。 	●(かご内で同乗者が多く)車いす使用者が転回できない場合には、後進で降りることを配慮して、かごの入口正面に後方確認用の鏡(ステンレス製または安全ガラスなど)等を設けることが必要である。			

■エレベーターの整備

●エレベーター乗降ロビーの整備例

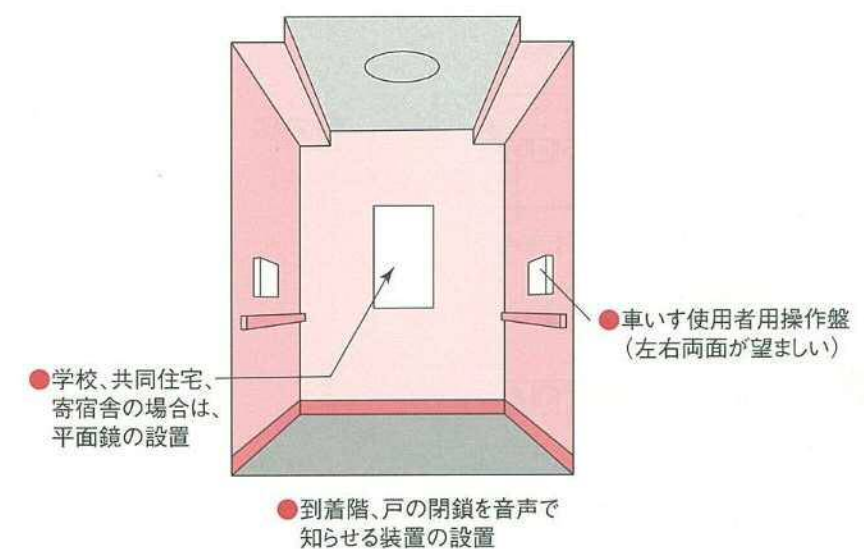


●かごの寸法例



※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●かごの整備例

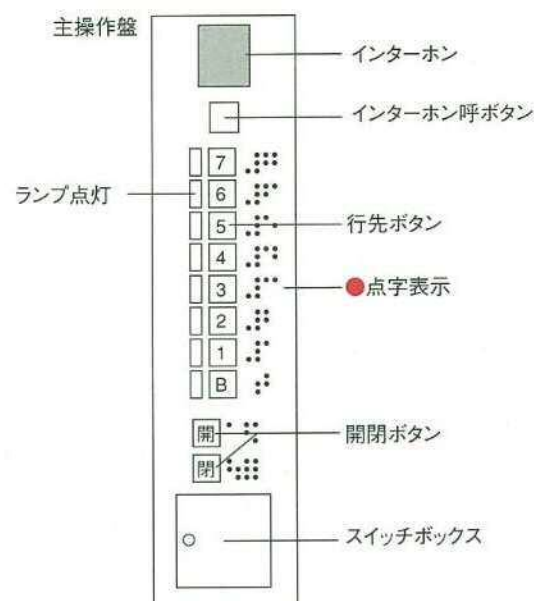
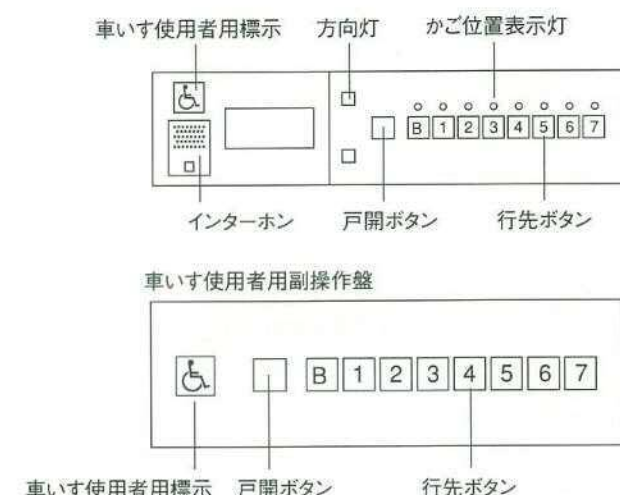


● 函館市整備基準図解

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

● 制御装置の例

車いす使用者用主操作盤
(正面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)



● 乗場ボタンおよびかご内操作盤の点字表示の例

	乗場ボタン			かご内操作盤						
呼 称	昇 り	降 り	乗 場 階床数	戸 開	戸 閉	インター ホ ン 呼	行 先 ボ タ ン			
点字者 (例)	↑	↓	5	開	閉	呼	B1	M2	6	R
点 字	ウ エ	シ タ	5カイ	ア ケ	シ メ	ヒジョー	チカ1	チュー2	(6) 数 符	オ ク

● 停電時等に文字で情報が提供される例



表示例

救出運転中です
しばらくおまちください

地震を感知しました
エレベーターから降りてください

● 配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

かごの両側面における車いす使用者が円滑に利用できる高さの制御盤の設置、視覚障害者の利用に配慮した点字表示や電子文字掲示板等を設けることが好ましい。

■ 利用者からの意見

- 非常時の場合、外から中が見えるように窓をつけるようにしてほしい。

■ 配慮すべき事項

- 電子文字掲示板、聴覚障害者用モニター等非常時における聴覚障害者への配慮を行うことが望ましい。
- 車いす使用者用制御盤の高さは、100cm程度とする。
- かご内には手すりを設ける。
- エレベーターは、直接地上に通ずる主たる出入口もしくは、駐車場に通ずる主たる出入口または廊下等に近接した位置に設けることが望ましい。
- すべてのエレベーターにおいても、同等の整備をすることが望ましい。

●整備基準

基本的な考え方 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるようにする。

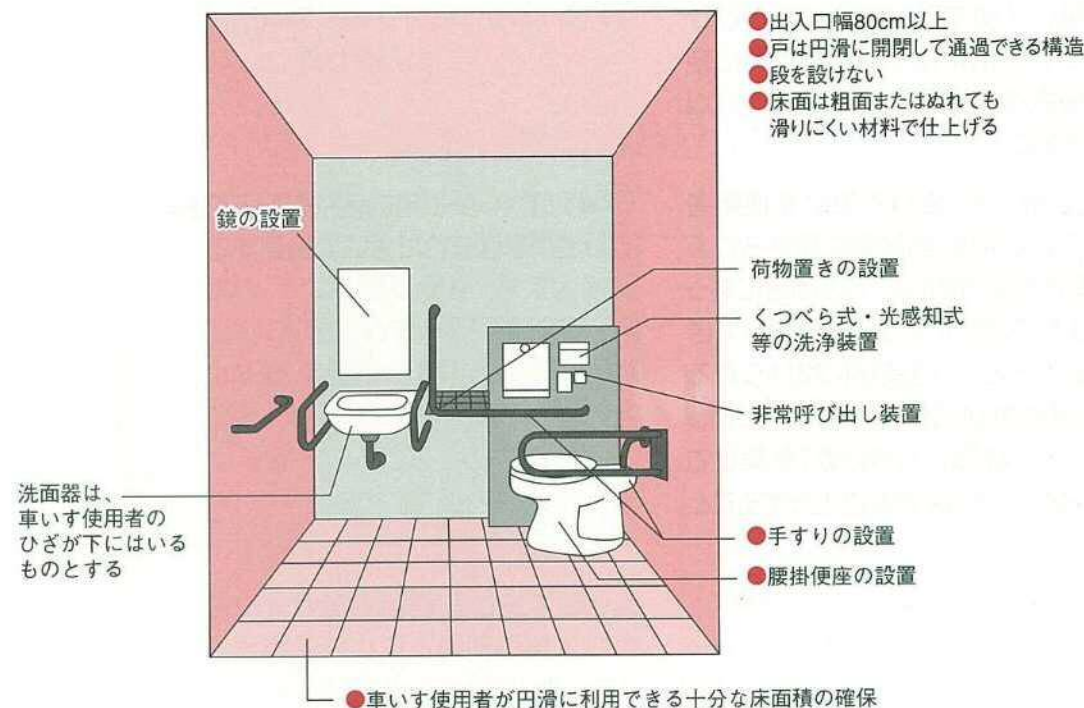
整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
便所	●不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。	●従業員用のトイレには適用されない。	●不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）には、次に定める構造の便房を有する便所を1以上設けること。		
車いす使用者用便房の設置	ア) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設けること。	●車いす使用者用便房は出入口と便座の位置関係等により様々な平面計画があり得ることから、「車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房」と規定し、便房の幅、奥行き等の寸法については規定していない。	ア) 当該階に設けられる車いす使用者用便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合にあってはその総数に50分の1を乗じて得た数以上とし、当該階に設けられる便房の総数が200を超える場合にあってはその総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。	●男子用、女子用の区別がある場合も、それぞれにおいて適用する。	
幅の確保	イ) 車いす使用者用便房の出入口および当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。	●車いすが通過できる寸法である。車いすがやや斜めに入る場合があるため、80cmよりも余裕を見ることが望ましい。			
戸の構造	ウ) 車いす使用者用便房の出入口または当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 	●戸は引き戸とし、構造上やむを得ない場合は外開きとする。便房の戸を内開きとすることは、車いすが入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、救出しにくくなるので避ける。また、外部から合鍵で開けられる構造とする。			
段差の解消	エ) 段を設けないこと。	●車いす使用者、高齢者等の利用に配慮する。			
表面仕上げ	オ) 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。				
男子用小便器の設置	●不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置式の小便器がある便所を1以上設けること。		●不特定かつ多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける階には、手すりを備えた床置式の小便器を1以上設けること。	●誘導的基準においては、松葉づえ使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。	

●函館市整備基準図解

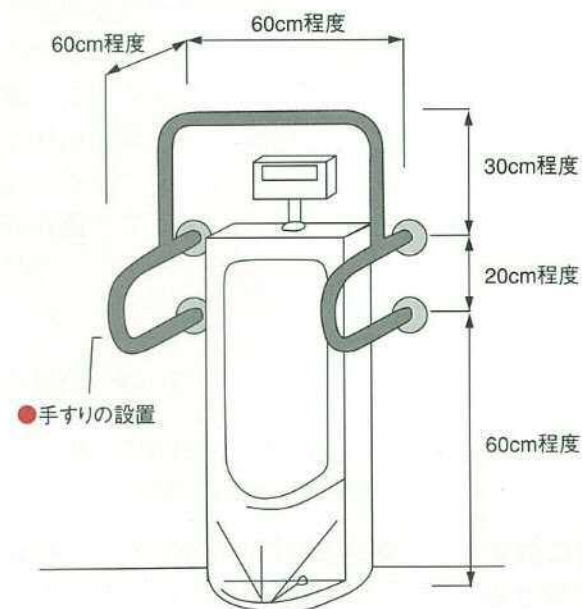
■便所の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●車いす使用者用便所の整備例



●床置き式小便器と手すりの設置例



●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

障害者、高齢者等が無理なく利用できる水洗バルブや多目的な使用に対応した手荷物棚等の設置、聴覚障害者等に配慮した緊急通報装置の設置のほか、便所の場所を示す表示方法にも配慮することがより好ましい。

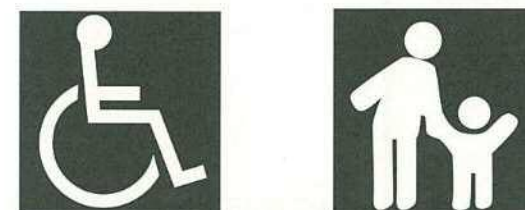
■利用者からの意見

- トイレの場所や男女別はわかりやすくする。
- トイレ内では、女性のストッキングのはきかえ、バック置き場等のスペースをつくる。

●表示例



どなたでも御自由にお使いください



どなたでも御自由にお使いください

障害者優先ですが
どなたでもお使いください

■配慮すべき事項

- 腰掛便座の高さは、40～45cm程度とする。
- 腰掛便座に設置する水平手すりの高さは、70cm程度とする。
- 手荷物棚を設ける。
- ベビーベッドを併設する。
- 便房内に手洗器を設ける。
- 腰掛けのまま操作できる位置にバルブを設ける。
- 温水洗浄器付便座が望ましい。
- ペーパーホルダーは、便器の両側に設置し、手の届く範囲に一般より大きい汚物入を設置する。
- 手動式の戸の取手は、棒状またはレバー式が望ましい。
- 一般用便所と車いす使用者用便所は近接した位置に設ける（一般用便所に腰掛便座および手すりがある場合を除く）。
- 出入口付近に見やすい方法により車いす使用者用便所の有る旨を表示する。

●整備基準

基本的な
考え方

障害者、高齢者等にとって、自動車は日常生活における外出手段の中でも最も便利なものである。したがって、どの建築物に

も車いす使用者が利用できる駐車場を整備するとともに、車いす使用者に配慮した駐車場から出入口までの通路を整備する必要がある。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
駐車場 (1) 車いす使用者用駐車施設の設置	(1) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。		① 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。		
位置	ア) 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設に通する「【1】出入口」の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(2)に定める構造の駐車場内の通路または「【7】敷地内の通路」の項の(1)から(3)までおよび(6)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。	●「出入口」は、建物内出入口と駐車場出入口を含む。 ●車いす使用者の移動距離をできるだけ短くし、安全と利便に配慮する。			
幅員の確保	イ) 幅員は、350cm以上とすること。	●幅員350cmとは、自動車のドアを全開した状態で、車いすから自動車へ容易に乗降できる幅で、普通車用駐車スペース(200cm)に車いすが転回でき、介助者が横に付き添えるスペース(150cm)を見込んだものである。			
表示	ウ) 車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。	●車いす使用者用駐車施設と一般用駐車施設を区別するためのものである。車両用スペースに「国際シンボルマーク」(P157参照)を塗装表示するほか、立て看板等により運転席からも判別しやすいようにする。			

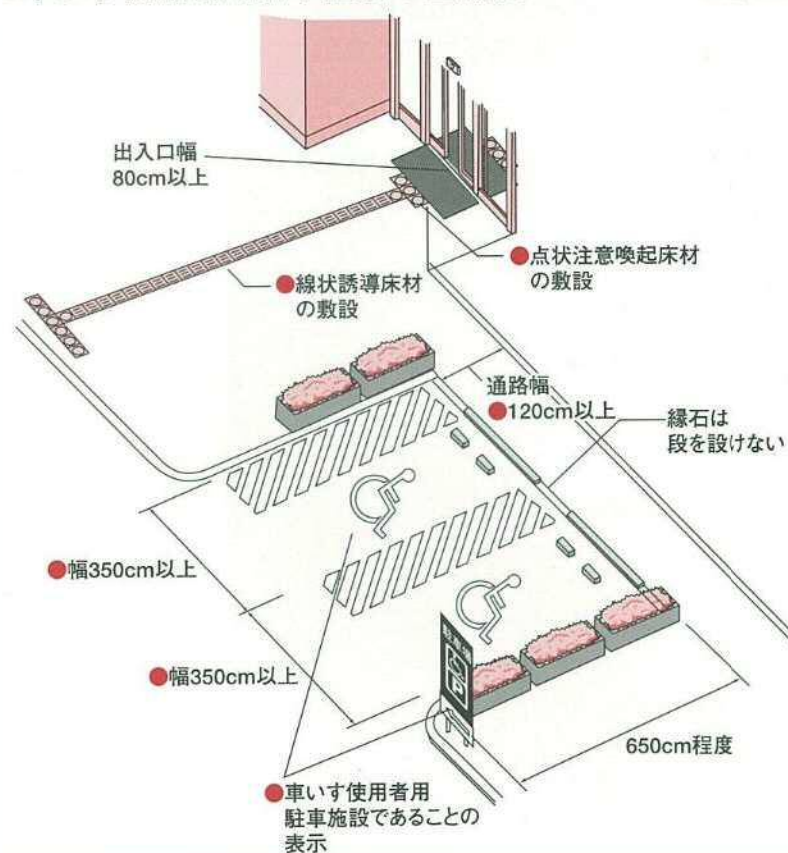
建築物 [6] 駐車場

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
(2) 車いす使用者用駐車施設に至る通路	(2) 車いす使用者用駐車施設に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場の通路は、「【7】敷地内の通路」の項の(1)から(3)までおよび(6)に定める構造とすること。 	●敷地内や駐車場の通路を通行する視覚障害者には、運転手等が同行することから、敷地内の通路における視覚障害者対応について定めた「【7】敷地内の通路」の項の(4)の規定は除外している。

●函館市整備基準図解

■駐車場の整備

●車いす使用者用駐車施設の整備例



●案内標示の例



●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

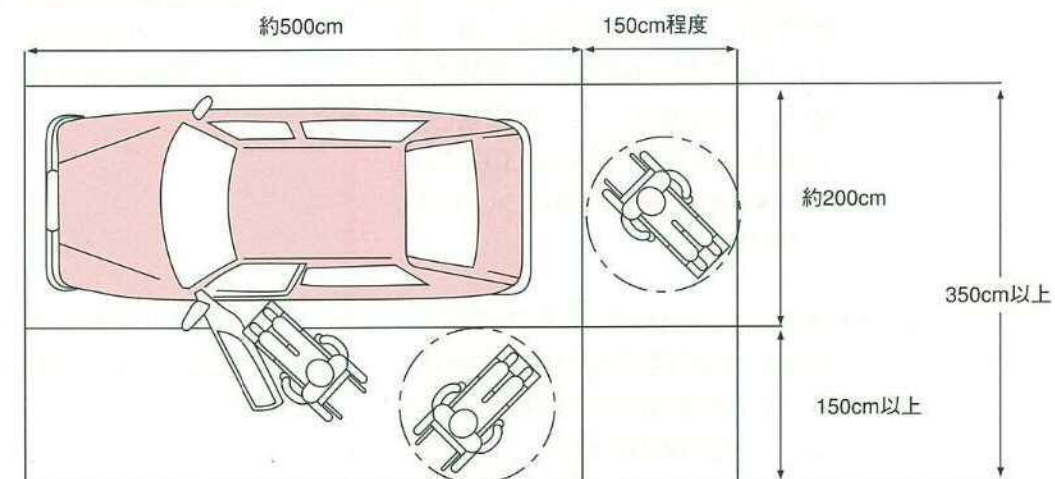
冬期間の利用に配慮し、駐車場から建物へ至る通路を安全に通行できるようにするための各種整備のほか、積雪時にも確認できる案内標示の方法にも配慮することがより好ましい。

■配慮すべき事項

- 看板は雪に埋もれないように配置場所、高さに配慮する。
- 駐車場内または通路には、必要に応じて屋根またはひさしを設置する。
- 駐車場内または通路には、必要に応じて消融雪装置を設置する。

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●車いす使用者用駐車施設の寸法例



トランクから車いすを出し入れするスペースを設けるのが望ましい

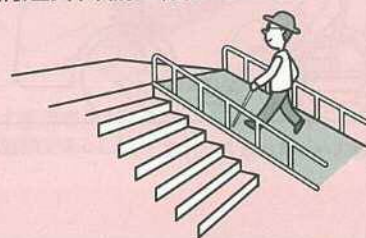


●整備基準

基本的な
考え方

道路等から建築物の出入口までを結ぶ敷地内の通路は、障害者、高齢者等すべての人が安全かつ円滑に利用できる経路で建築物に到着できるように配慮する。

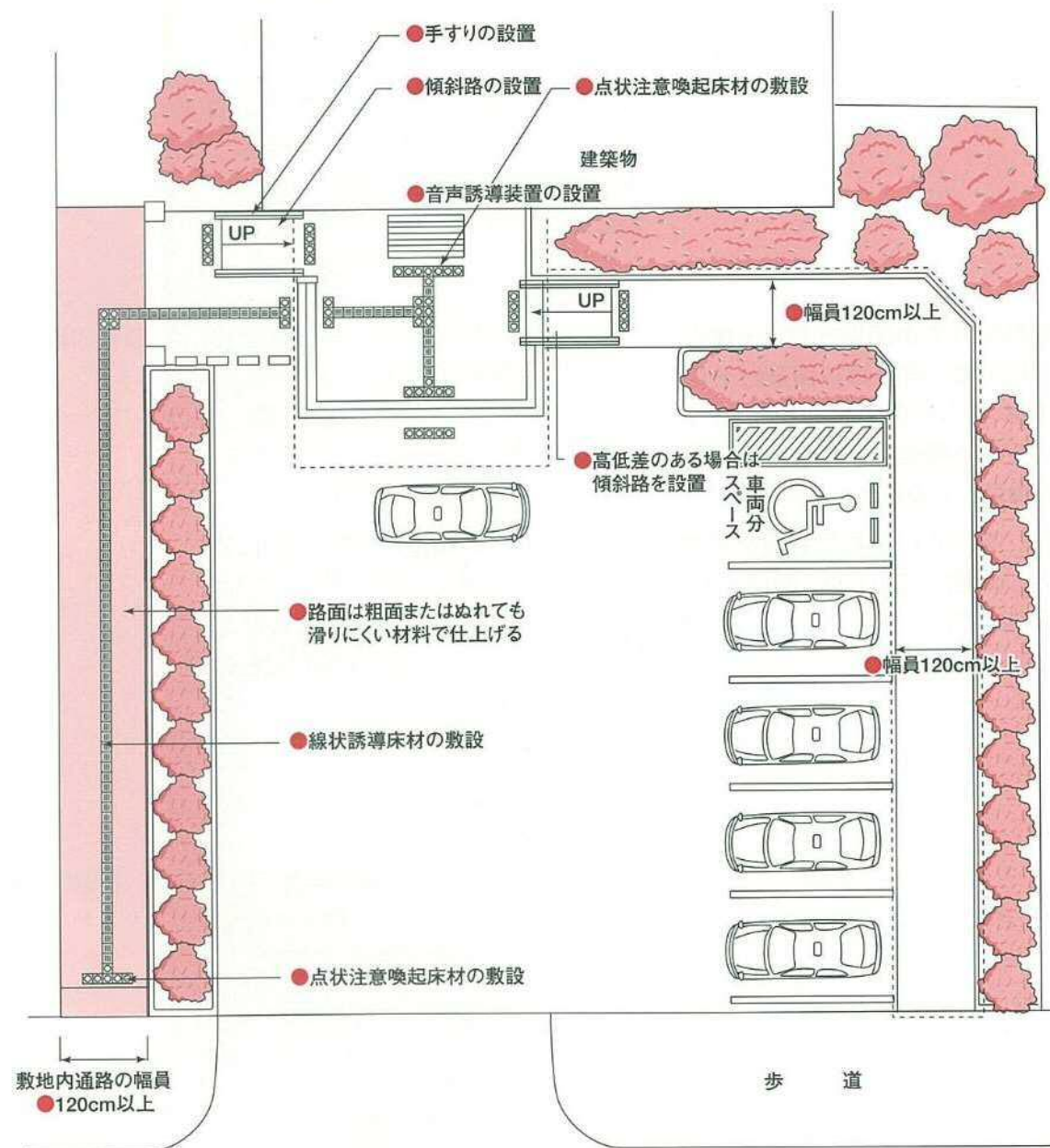
整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
敷地内の通路					
(1) 表面仕上げ	(1) 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。				
(2) 段の構造	(2) 段を設ける場合においては、当該段は、「【3】階段」の項のアからエまでに定める構造とすること。	●「【3】階段」の解説を参照。			
(3) 通路の車いす使用者への対応	(3) 直接地上に通ずる「【1】出入口」の項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道もしくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これを「道等」という。）または車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上に通ずる「【1】出入口」の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。	●敷地内の通路（建物出入口から道等に通ずる通路、建物出入口から屋外の車いす使用者用駐車施設に至る通路、道等から車いす使用者用駐車施設に至る通路）のそれぞれ1以上の構造について定めたものである。 ●「ただし書」により適用を除外できるのは、建物出入口から道等に通ずる通路であり、建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路は除外されていない。			
幅員の確保	ア) 幅員は、120cm以上とすること。ただし、共同住宅または寄宿舍（51戸（室）未満のものを除く。）においては、この限りでない。	●幅員120cmとは、人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法である。	ア) 幅員は、180cm以上とすること。ただし、共同住宅又は寄宿舍（51戸（室）未満のものを除く。）においては、この限りでない。	●幅員180cmとは、車いす使用者同士がすれ違いやすい寸法である。	
傾斜路等の設置	イ) 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路およびその踊り場または車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。				



整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
(4) 視覚障害者への対応	(4) 建築物（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上に通ずる各出入口から道等に至る通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。	●視覚障害者誘導用床材の敷設が求められるのは、建物出入口から道等に通ずる通路であり、建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路には、当該通路を通行する視覚障害者に運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行するため、求められていない。			
視覚障害者誘導用床材の敷設	ア) 視覚障害者誘導用床材を敷設し、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 イ) 車路に接する部分、車路を横断する部分ならびに傾斜路および段の上端に近接する敷地内の通路および踊り場の部分には、点状注意喚起床材を敷設すること。				
(5) 傾斜路等の構造	(5) 傾斜路およびその踊り場を設ける場合においては、当該傾斜路およびその踊り場は、「【2】廊下等」の項の(5)のアからオまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊り場および当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。	●「【2】廊下等」の(5)の解説を参照。	⑤ 傾斜路及びその踊り場を設ける場合においては、当該傾斜路及びその踊り場は、「【2】廊下等」の⑤のア、エに定める構造とし、かつ、次に定める構造とすること。 ●勾配は、15分の1（消融雪装置を設けていない場合にあっては、20分の1）を超えないこと。	●15分の1の勾配は、屋外における雨がかり等を、20分の1の勾配は、冬季間における車いす昇降時のスリップ（滑り）等を考慮したものである。	
(6) 溝ぶたの設置	(6) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。	●「つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶた」とは、穴の大きさが円形の場合には直径が1.5cm以下、格子形の場合には長さ10cm、幅1.0cm以下のピッチのものをいう。			
					

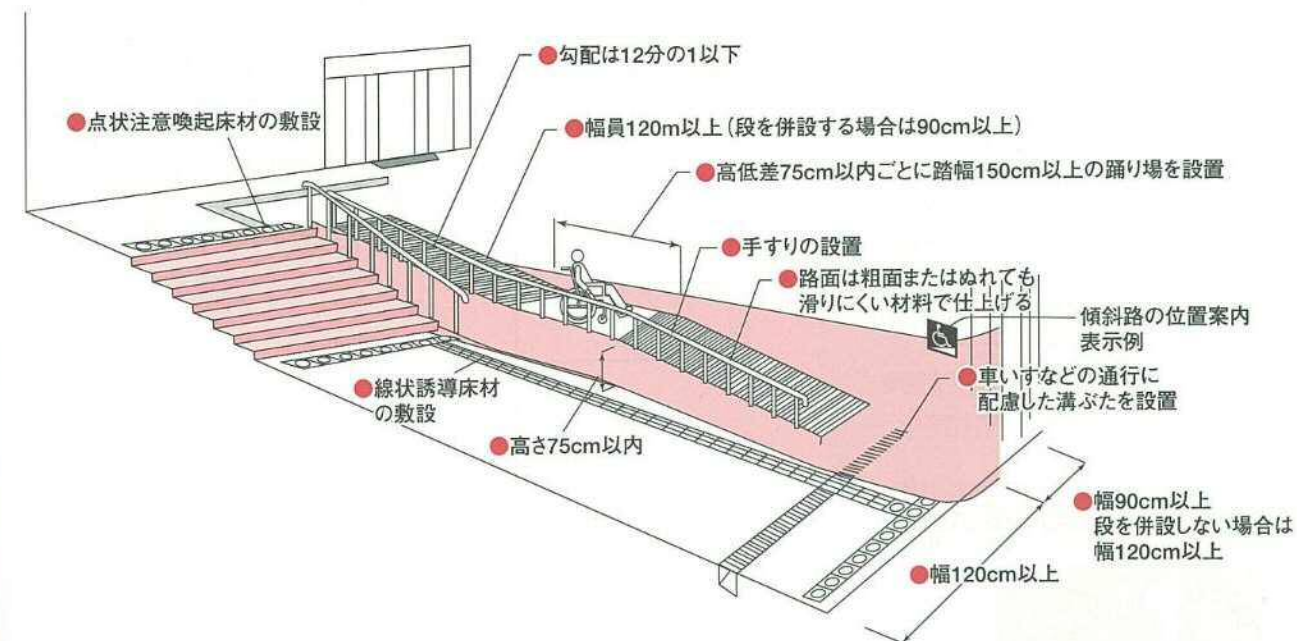
敷地内通路の整備

●敷地内通路の整備例



※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

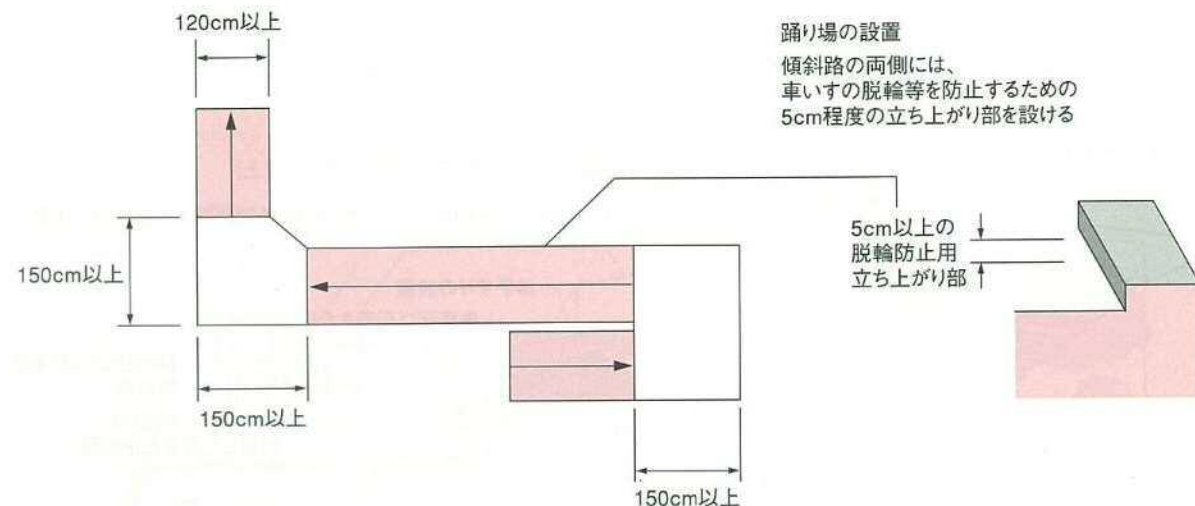
●傾斜路の整備例



●函館市整備基準図解

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●傾斜路および踊り場の例

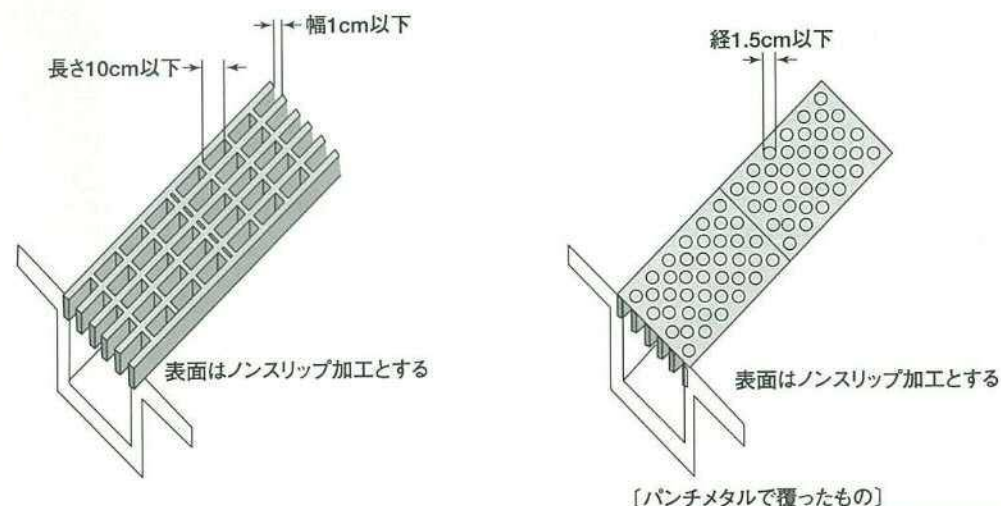


●傾斜路の位置案内標示例



敷設が広い場合など、遠くからでもスロープの設置場所がわかりやすいように案内表示をする場合のマークの一例

●排水溝を設ける場合の溝ぶたの構造



●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

積雪寒冷地であるため、すべての利用者へ配慮した建物内部への安全・確実な誘導のための消融雪装置等の整備や人的な対応がより好ましい。

■利用者からの意見

- 函館は雪国であり、冬期間の道(道路・通路)は危険がともなう。視覚障害者誘導用床材や歩道、横断歩道の除雪など配慮が必要である。
- 施設の整備にあたっては、交通アクセス、乗り物、通路、歩道、生活支援と援助などについて、障害者の意見を積極的に取り入れることが重要である。

■配慮すべき事項

- 建築物の出入口から歩道、駐車場までの通路には、雁木を設置する。
- 主たる出入口に接する部分には、屋根もしくはひさしまたは消融雪装置を設けることが望ましい。
- 傾斜路の手すりは、両側に設置することが望ましい。
- 縁石は段を設けないようにする。
- 傾斜路を設ける場合、その位置を案内表示する。
- 傾斜路が同一平面で交差し、または接続する場合においては、当該交差しまたは接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場を設ける。
- 傾斜路の両側には、車いすの脱輪等を防止するための5cm程度の立ち上がり部を設ける。

洗面所

●整備基準

基本的な考え方

洗面所は、手を洗うだけではなく身づくろいもするところであり、車いす使用者のみならず、誰でも気軽に利用できるよう配慮する必要がある。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
洗面所	●不特定かつ多数の者の利用に供する洗面所（便所に併設するものを含む。）を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。	●従業員専用の洗面所には適用しない。
表面仕上げ	ア) 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。	
車いす使用者用洗面器の設置	イ) 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器を1以上設けること。	●高さは75cm程度とする。



●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

車いす使用者が円滑に利用できる床面積の確保のほか、操作が容易な水洗器具等を設置するなど、誰もが使いやすいものとすることがより好ましい。また、使用者の清潔を保つための機能に対する配慮も望まれる。

■配慮すべき事項

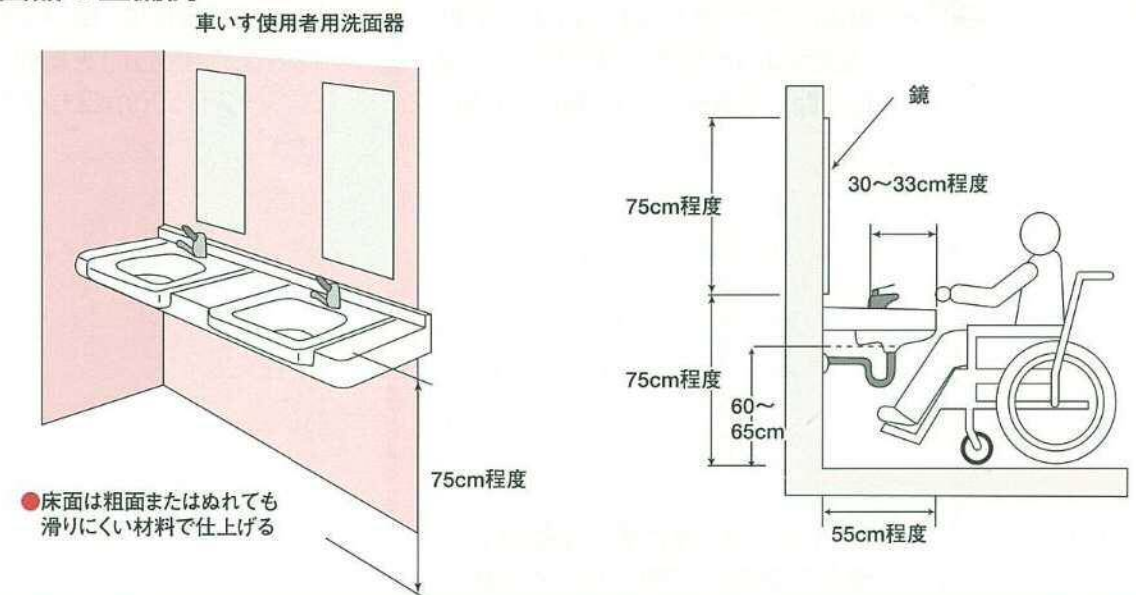
- 車いす使用者用洗面器の高さは、75cm程度とする。
- 車いす使用者用洗面器の下には、高さ65cm、奥行き55cm程度の車いす使用者用の空間を確保する。
- 車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保する。
- 水栓器具の1以上は、レバー式、光感知式等の操作の容易なものにする。
- 鏡を設置する場合は、洗面器上端から設置する。
- コンセント等の位置は、車いす使用者等の利用に配慮する。
- 洗面所を設ける階においては、手すりを備えた車いす使用者用洗面器を1以上設ける。

●函館市整備基準図解

■洗面所の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●洗面器の整備例



●水洗器具の例



※同一の建築物内では同一仕様の水洗器具とすることが望ましい

●整備基準

基本的な
考え方

浴室は、障害者、高齢者等にとって特に転倒等の危険性が高い場所であるため、安全かつ円滑に利用できるように配慮する必要がある。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
浴室および 脱衣室	●病院、診療所、ホテル、旅館、老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、保健センター、公衆浴場その他これらに類する施設に不特定かつ多数の者の利用に供する浴室等を設ける場合においては、次に定める構造の浴室等を1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。				
幅の確保	ア) 出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。	●内法80cmとは、車いすが通過できる寸法である。	ア) 出入口の幅は、内法を90cm以上とすること。	●内法90cmとは、車いすが通過しやすい寸法である。	
戸の構造	イ) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	●出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向を転回できるスペース(150cm四方程度)を設ける。			
段差の解消	ウ) 出入口には、障害者、高齢者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。				
戸のガラスの材質	エ) 出入口に戸を設ける場合において、当該戸にガラスを使用するときは、安全な材質のものを使用すること。	●戸のガラスは、転倒等による事故防止を考慮し、安全な材質のガラスを用いる。			
手すりの設置	オ) 必要に応じ、手すり等を設けること。	●水平および垂直に取り付け、必要に応じて連続させる。特に洗い場には、立ち上がる動作を補助するため、垂直タイプの手すりを取り付ける。	オ) 手すり等を適切に設けること。		
表面仕上げ	カ) 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。				

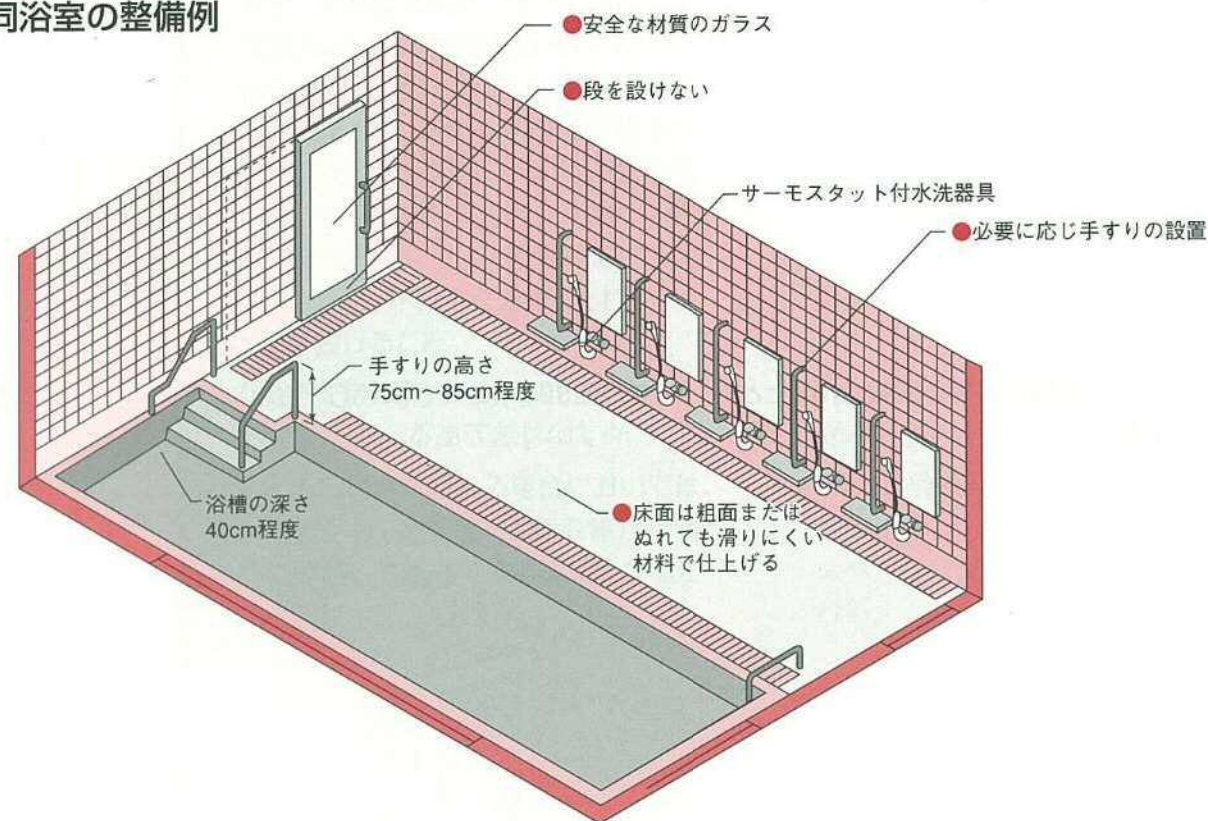


●函館市整備基準図解

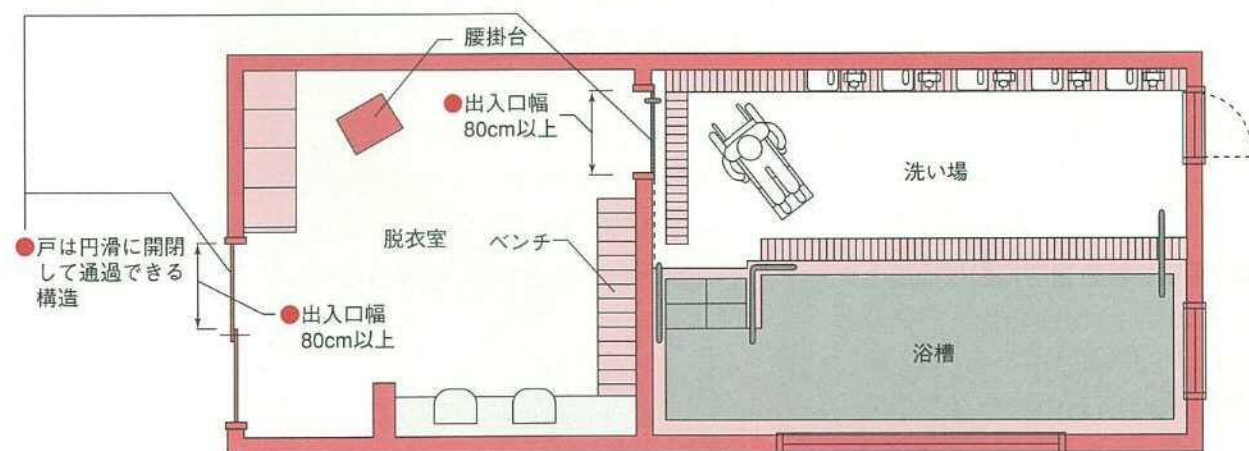
■浴室等の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●共同浴室の整備例



●脱衣室の整備例(平面図)



●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

利用者の安全確保に最大限の配慮をするほか、障害者、高齢者等が円滑に利用できるようにするための手すり、ベンチなどの設置、さらには非常時の対応として非常呼び出し装置などの設置がより好ましい。

■配慮すべき事項

- 浴槽の深さは、40cm程度とする。
- 洗い場を設ける場合は、移動しやすい形状で、浴槽と同程度の高さとする。
- 点字表示を併用した非常呼び出し装置を設置することが望ましい。
- 両手で身体を支える必要性から、浴槽の手すりは両側に設ける(垂直式の手すりの場合、高さを75～85cm程度にする)。
- 脱衣室には、必要に応じ、ベンチ等を設ける。
- 冷温水の区分は点字で表示することが望ましい。
- シャワーは原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッド掛けを上下2か所に設けるか、可動式とする。
- 水栓器具の1以上は、障害者、高齢者等が円滑に操作できるものを設ける。

●整備基準

基本的な
考え方

車いす使用者も円滑に更衣やシャワーができるよう、ゆとりを持ったスペースの確保が必要である。手すりも障害者、高齢者等が使いやすい配置とすることが必要である。

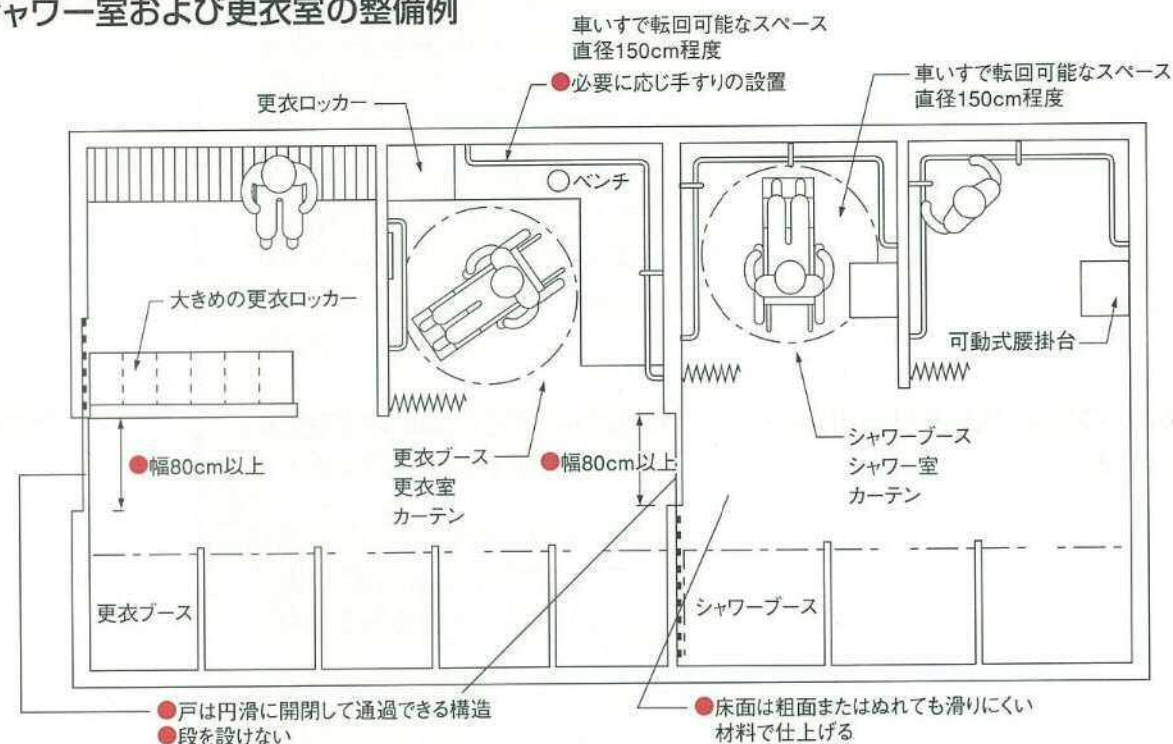
整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
シャワー室 および更衣室	●老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、保健センター、遊技場、体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設に不特定かつ多数の者の利用に供するシャワー室等を設ける場合には、次に定める構造のシャワー室等を1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。				
幅の確保	ア) 出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。	●内法80cmとは、車いすが通過できる寸法である。	ア) 出入口の幅は、内法を90cm以上とすること。	●内法90cmとは、車いすが通過しやすい寸法である。	
戸の構造	イ) 出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	●出入口前後には、車いす使用者が方向転換し、直進できるスペースを設ける。			
段差の解消	ウ) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	●「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる段(例:高低差が1cm程度で丸みを持たせた段)以外のものが該当する。			
手すりの設置	エ) 必要に応じ、手すり等を設けること。	●水平および垂直に取り付ける。	エ) 手すり等を適切に設けること。		
表面仕上げ	オ) 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。				

●函館市整備基準図解

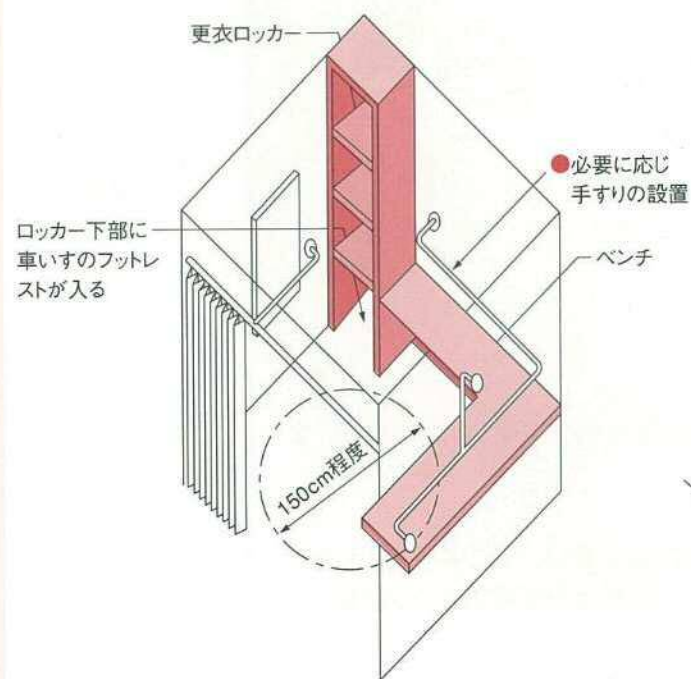
■シャワー室等の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

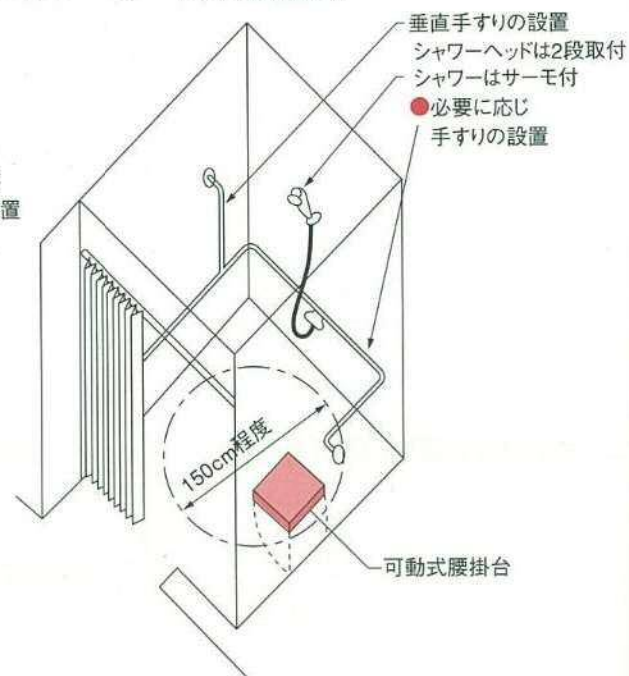
●シャワー室および更衣室の整備例



●更衣ブースの整備例



●シャワーブースの整備例



●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

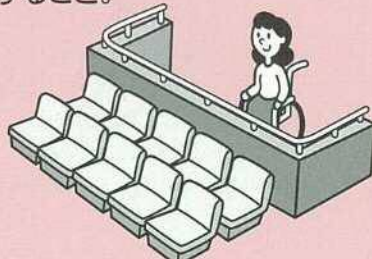
車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保するとともに、容易に操作できるシャワーの構造、更衣室等への手すり、ベンチの設置にも配慮することが好ましい。

■配慮すべき事項

- 点字表示を併用した非常呼び出し装置を設置することが望ましい。
- ロッカーやベンチ等の高さは、車いす使用者の利用に配慮する。
- 車いす使用者が円滑に利用できる床面積（転回可能な150cm四方程度）を確保する。
- 原則として、ハンドシャワーとし、シャワーヘッド掛けを上下2か所に設けるか、可動式とする。
- 水栓器具の1以上は、障害者、高齢者等が円滑に操作できるものを設ける。

●整備基準

基本的な考え方 出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に車いす使用者が利用できる観覧スペースを確保する必要がある。

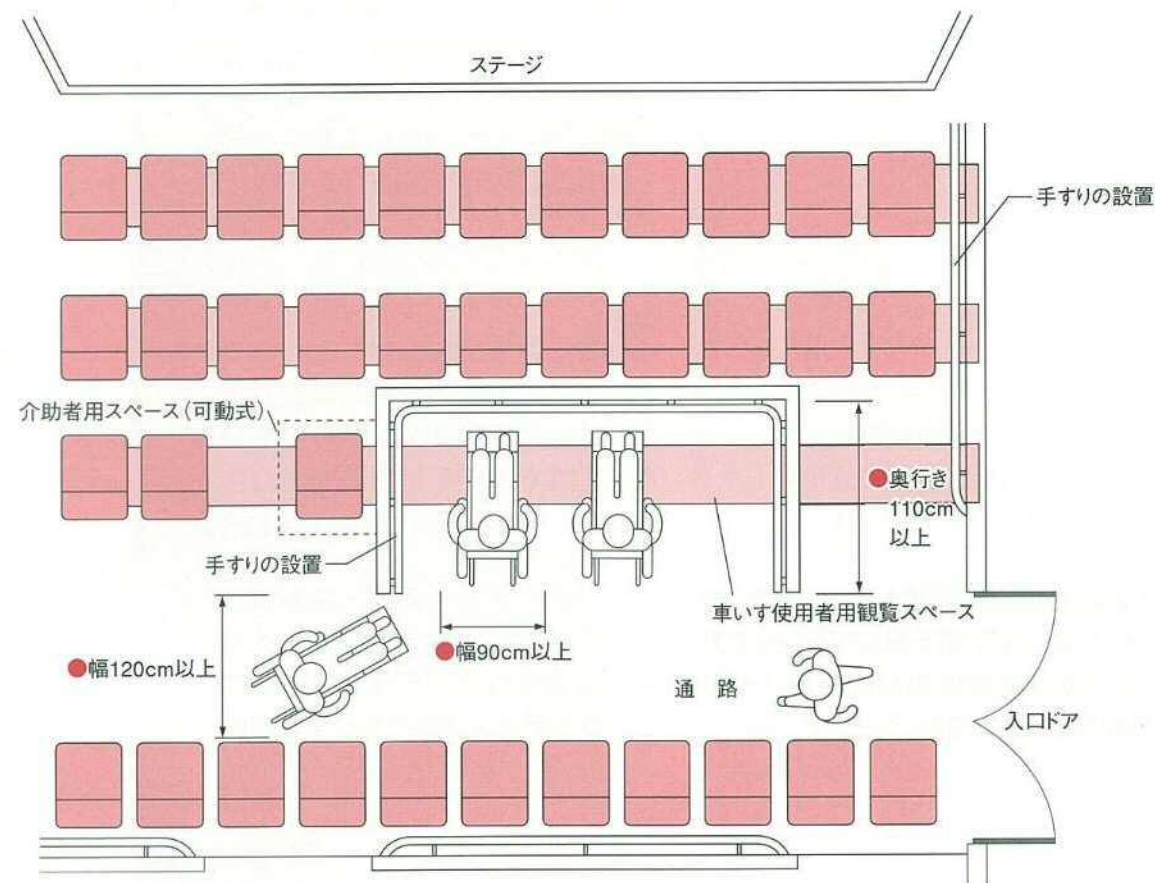
整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
観覧席および客席	●劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、遊技場、体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設に不特定かつ多数の者の利用に供する観覧席等を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者用の区画(以下「車いす使用者用席」という。)を1以上設けること。				
段差の解消	ア)「【1】出入口」の項に定める構造の観覧席等のある室の出入口から車いす使用者用席に至る通路には、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。	●「車いす使用者が通行する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる段(例:高低差が1cm程度で丸みを持たせた段)以外のものが該当する。			
傾斜路等の設置	イ)アの通路に高低差がある場合においては、「【2】廊下等」の項の(5)のアからオまでに定める構造の傾斜路およびその踊り場を設けること。	●基本的に高低差の措置はホール内でなく廊下等で行うようにする。 ●「【2】廊下等」の(5)の解説を参照。	イ)アの通路に高低差がある場合においては、「【2】廊下等」の項の⑤のア、エに定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。		
床の水平性の確保	ウ)車いす使用者用席の床は、水平とすること。 				
車いす使用者用席の寸法	エ)車いす使用者用席の幅は90cm以上、奥行きは110cm以上とすること。	●奥行き110cmとは、手動車いすが収まる寸法である。	エ)車いす使用者用席の幅は90cm以上、奥行きは120cm以上とすること。	●奥行き120cmとは、電動車いすが収まる寸法である。	

●函館市整備基準図解

■観覧席等の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●観覧席等の整備例



●車いす使用者用観覧スペースの整備例(側面)



●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

車いす使用者の転回のスペースの確保や手すり、介助者用の座席の設置のほか、聴覚障害者に対応した補聴装置等の設置がより好ましい。

■配慮すべき事項

- 車いす使用者用席の前後に、転回用スペースを設ける。
- 車いす使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上がり部を設ける。
- 必要に応じ、手すりを設ける。
- 必要に応じ、介助者用の座席(可動式)を設ける。
- 必要に応じ、補聴装置等を設ける。
- 傾斜路が同一平面で交差し、または接続する場合においては、当該交差または接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場を設ける。

●整備基準

基本的な
考え方

公衆電話を設置する場合は、車いす使用者等が円滑に利用できるように電話台の高さ、スペースに配慮するとともに、聴覚

障害者用のための音量増幅装置付電話機を設けるなど障害者、高齢者等の利用にも配慮する必要がある。

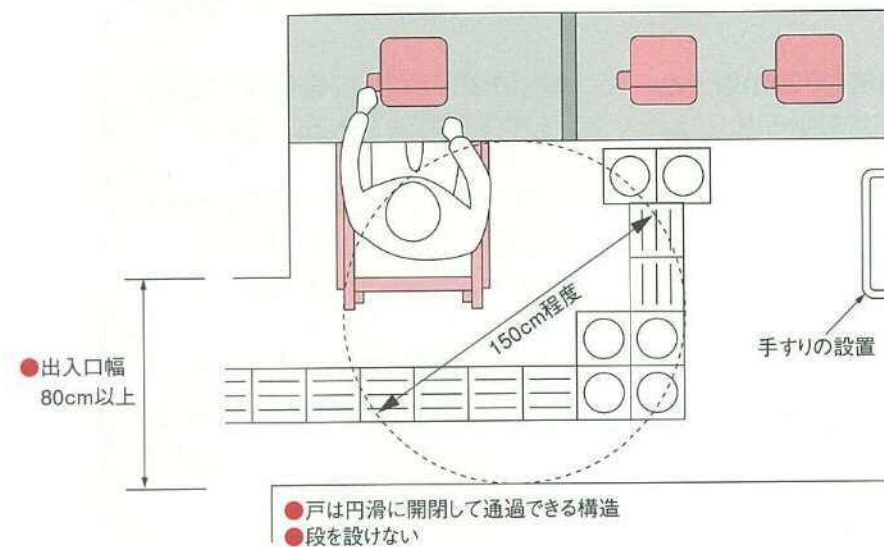
整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
公衆電話所	●建築物内に公衆電話所を設ける場合には、次に定める構造の公衆電話所を1以上設けること。				
幅の確保	ア) 出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。	●内法80cmとは、車いすが通過できる寸法である。	ア) 出入口の幅は、内法を90cm以上とすること。	●内法90cmとは、車いすが通過しやすい寸法である。	
戸の構造	イ) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。				
段差の解消	ウ) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	●「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる段(例: 高低差が1cm程度で丸みを持たせた段)以外のものが該当する。			
車いす使用者用電話台の設置	エ) 車いす使用者が円滑に利用できる高さの電話台を1以上設けること。 	●車いす使用者が利用する電話台の高さは、下端: 60～65cm程度、上端: 70cm程度、奥行き: 45cm程度とし、下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを設ける。 車いす使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように受話器および電話ダイヤルまたはプッシュボタンの中心位置の高さを90～100cm程度とする。	エ) 車いす使用者が円滑に利用できる高さ及びその下部に車いす使用者の利用しやすい空間を有する電話台を1以上設けること。		

●函館市整備基準図解

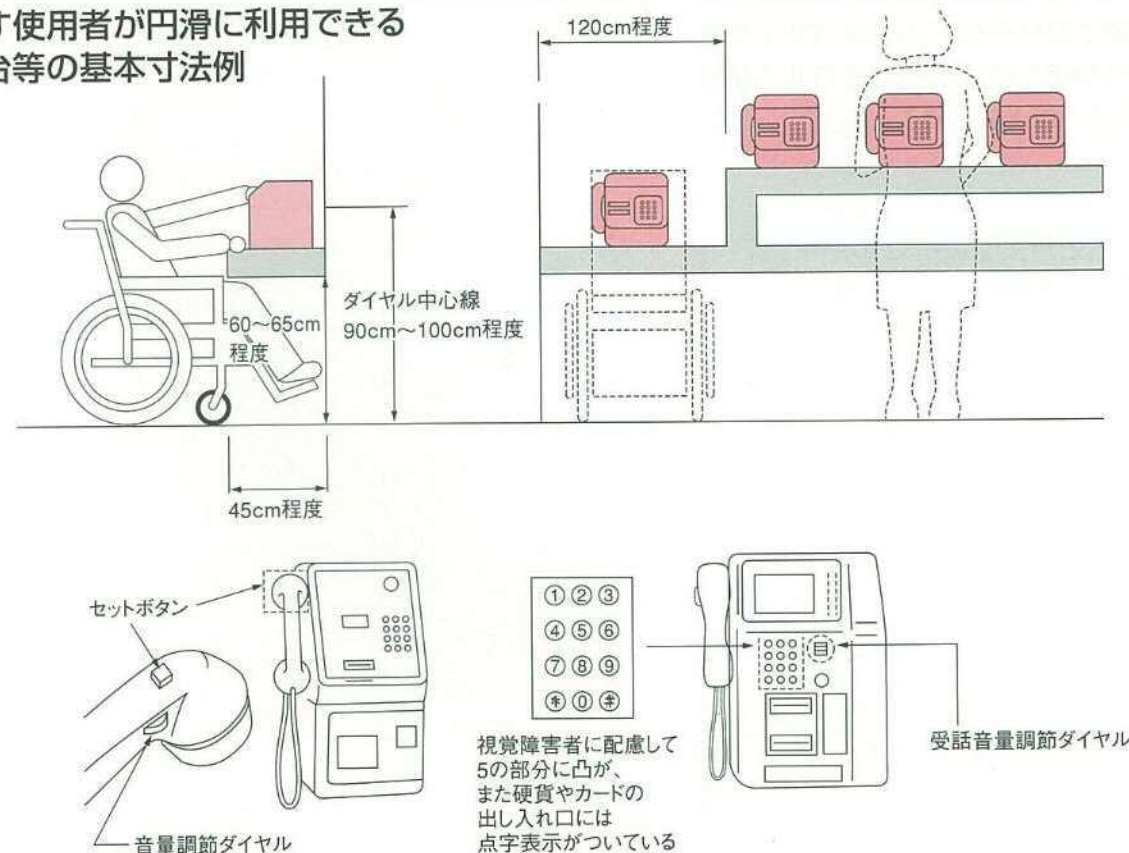
■公衆電話所の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●電話台の設置例



●車いす使用者が円滑に利用できる電話台等の基本寸法例



●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

障害者、高齢者等が円滑に利用できる電話機の設置のほか、聴覚障害者のファックスの使用に対しても臨機応変な対応が望まれる。

■利用者からの意見

- シルバーフォン（音声増幅装置付電話機）を設置するとともに、聴覚障害者の利便性を考え、施設に設置しているファックスの使用を認めてほしい。

■配慮すべき事項

- 電話台の高さは70cm程度とし、下部に高さ60～65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保する。
- 電話ボタンの中心は、90～100cm程度とする。
- テレホンカード挿入口や金銭投入口等は、点字表示が望ましい。
- 難聴者および視覚障害者が円滑に利用できる電話機を1以上設ける。
- 必要に応じ、公衆ファックスを設置することが望ましい。
- 障害者等の利用に配慮した機能を有する電話機やファックスを設置した場合は、見やすい場所にその旨を表示する。
- 必要に応じ、手すりを設置する。

●整備基準

基本的な
考え方

カウンター、記載台等を設置する場合は、車いす使用者のみならず、障害者、高齢者等誰でも円滑に利用できるように高さ、下部の空間などに配慮する必要がある。

整備項目

函館市整備基準

整備基準の解説

カウンター
および記載台

- カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できる構造のカウンター等を1以上設けること。



- 高さ70cm程度とし、下部に高さ60～65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける。
- 車いす使用者が近接できるように、受付カウンター等の前面に車いす使用者が転回できるスペース(150cm四方程度)を確保する。

●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

車いす使用者が書類等に記載する際に、より使いやすい配慮として、天板の幅を適当なものとするほか、天板に切り込み部を設けるなどの配慮が望ましい。

■配慮すべき事項

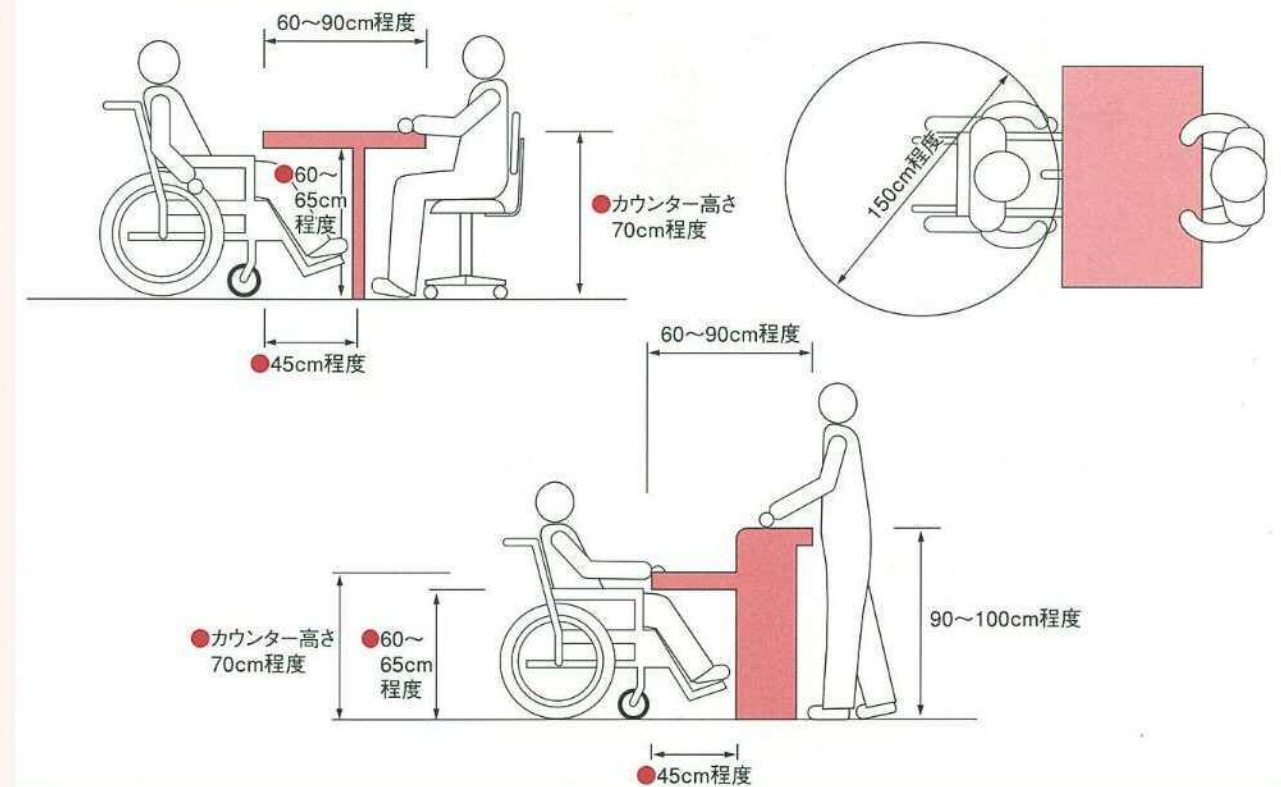
- 障害者、高齢者等の利用に配慮し、可動式のいすなどを用意する。
- 各種手続きに使用する書類等は、車いす使用者の手の届く位置に用意するとともに、記載要領等についても見やすい位置に掲示する。

●函館市整備基準図解

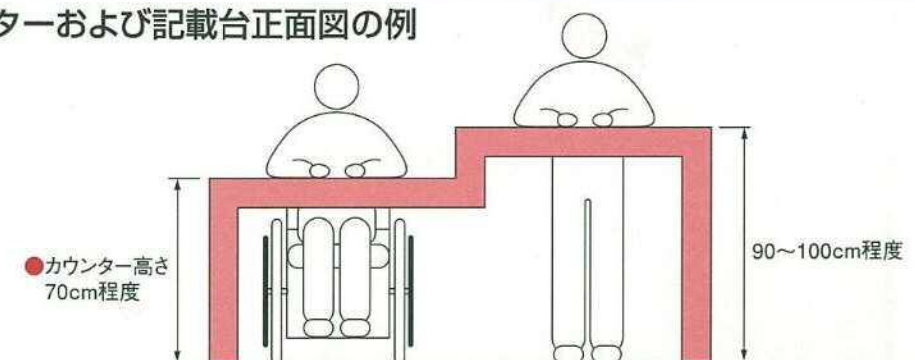
■カウンター等の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●カウンターおよび記載台の整備例



●カウンターおよび記載台正面図の例



●整備基準

基本的な考え方 障害者、高齢者等が目的の場所に到達できるように障害の特性に応じた表示・誘導を適切に行う。案内標示板等の設置にあ

たっては、車いす使用者や他の歩行者の通行の妨げにならないように設置の場所や高さ等に配慮する。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
案内標示	●案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さおよび文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。 	●案内標示の高さは、100～150 cmにし、大きな文字を使うなど、車いす使用者が利用しやすいようにする。車いす使用者用便房や、車いす使用者用席の位置等の表示は「国際シンボルマーク」(P157参照)を併用するとともに、出入口付近のわかりやすい場所および要所に設置する。	●案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとし、かつ、必要に応じ、点字表示を行うこと。	●弱視者、高齢者等に配慮し、大きく太い書体やわかりやすいデザインとし、地板の色とのコントラストをつけるなど認識しやすいものとするほか、必要に応じ触知図を設ける。	

●函館市整備基準図解

■案内標示の参考例

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●案内板の例

身体障害者用
スロープ



視覚障害者を
表示するマーク
(1984年、世界
盲人連合が定めた)



盲導犬同伴の施設利用を
勧めるマーク
(コンビニエンス・ストア等で
利用され始めている)



聴覚障害者の
FAX利用が
可能なことを
示すマーク

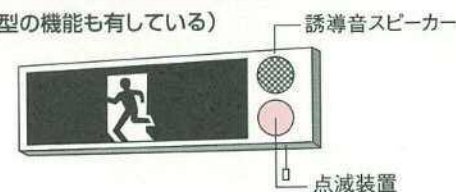


事前に聴覚に障害がある
ことを知らせ、スムーズな
コミュニケーションを
図るためのマーク



●誘導音装置付誘導灯の例

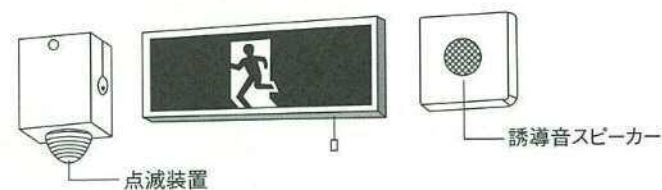
(本例は点滅型の機能も有している)



●点滅型誘導灯の例

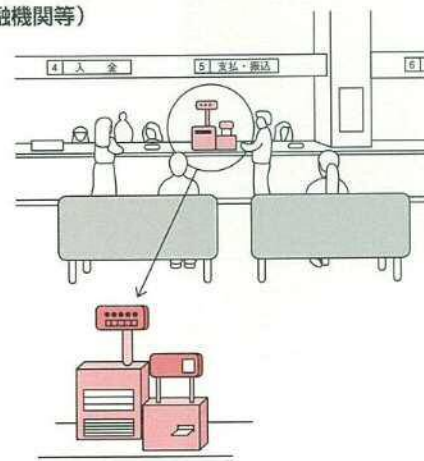


【既設誘導灯に追加取付する方法】

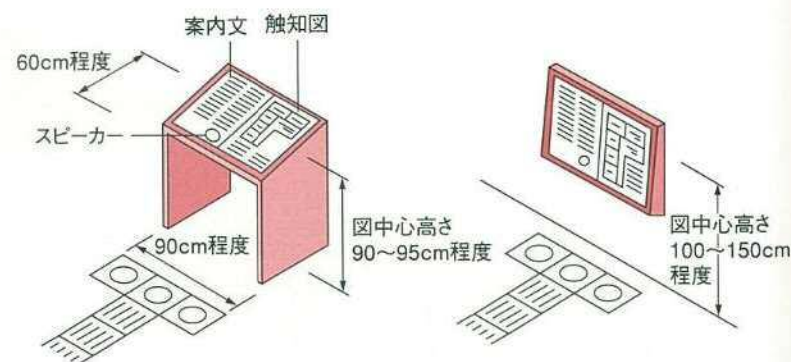


●電光表示による呼び出しカウンターの例

(金融機関等)



●音声付触知図案内板の例



●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

障害者、高齢者等にとってわかりやすく、見やすい表示方法を用いるほか、視覚障害者や聴覚障害者に対応した情報提供に配慮することがより好ましい。

■利用者からの意見

- 建物内の部屋番号、部屋名等は大きく表示するとともに、車いす使用者にも配慮した高さとする。
- 建物内の案内板で現在位置と行き先がわかるよう音声による案内や点字シールを活用する。

■配慮すべき事項

- 音声誘導装置は、音声発生場所が把握できる音響性能を持つものとする。
- 非常警報装置には、視覚、聴覚障害者に配慮した光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知器と連動させる。
- 非常口には、段を設けない。
- 防火扉は開閉容易なものとする。
- 非常口は外開きとする。
- 突出型の室名札を設ける場合は、視覚障害者等の支障とならない位置(高さ)とする。
- 案内標示板の高さは、車いす使用者、視覚障害者等の利用に配慮し、100～150cm程度とする。
- 病院、診療所、銀行その他これらに類する施設等、利用者に対する呼び出しを行う施設では、聴覚障害者等が円滑に利用できる対応をする。

●整備基準

基本的な
考え方

車いす使用者が支障なく通過できる構造とする。

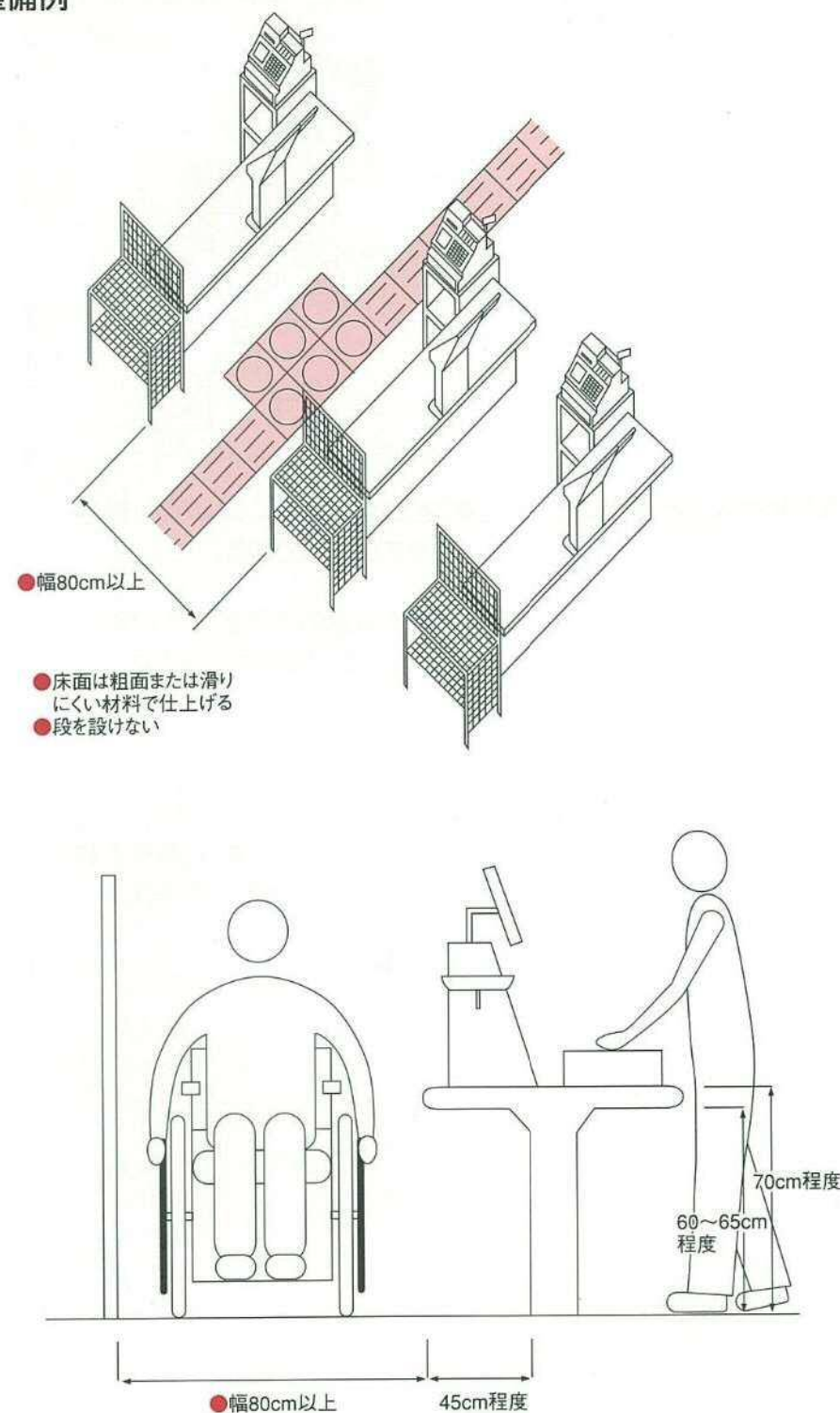
整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
改札口および レジ通路	●改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を1以上設けること。 	●レジ通路とは、商品等の代金を支払う場所における通路をいう。			
幅の確保	ア) 幅は、内法を80cm以上とすること。	●内法80cmとは、車いすが通過できる寸法である。	ア) 幅は、内法を90cm以上とすること。	●内法90cmとは、車いすが通過しやすい寸法である。	
段差の解消	イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	●「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる段(例:高低差が1cm程度で丸みを持たせた段)以外のものが該当する。			
表面仕上げ	ウ) 床面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。				

●函館市整備基準図解

■改札口等の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●レジ通路の整備例



●配慮すべき整備・対応

基本的な考え方

改札や料金などの支払いの際に、障害者等が利用しやすい高さ等への配慮がより好ましいほか、左手でも利用しやすい工夫が望まれる。

■配慮すべき事項

- 視覚障害者誘導用床材を敷設する。
- 案内板による表示をする。
- 音声誘導装置の設置または誘導できる人員を配置することが望ましい。

●整備基準

基本的な考え方 乳幼児連れの利用客が多い施設には、授乳およびおむつ替えの場所の設置が望まれる。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
授乳およびおむつ替えの場所	●建築物内には、必要に応じ、円滑に授乳およびおむつ替えのできる場所を設け、かつ、当該場所には、ベビーベッド等を設けるとともに、出入口付近には、その旨を表示すること。 	●「必要に応じ」とは、乳幼児連れの利用の多い施設をいう。 ●授乳およびおむつ替えの場所には、廊下等から視線の遮へいが必要である。 ●ベビーベッド等とはベビーベッド、いすのほか、手洗い、荷物棚、湯沸器、流し台である。

●配慮すべき整備・対応

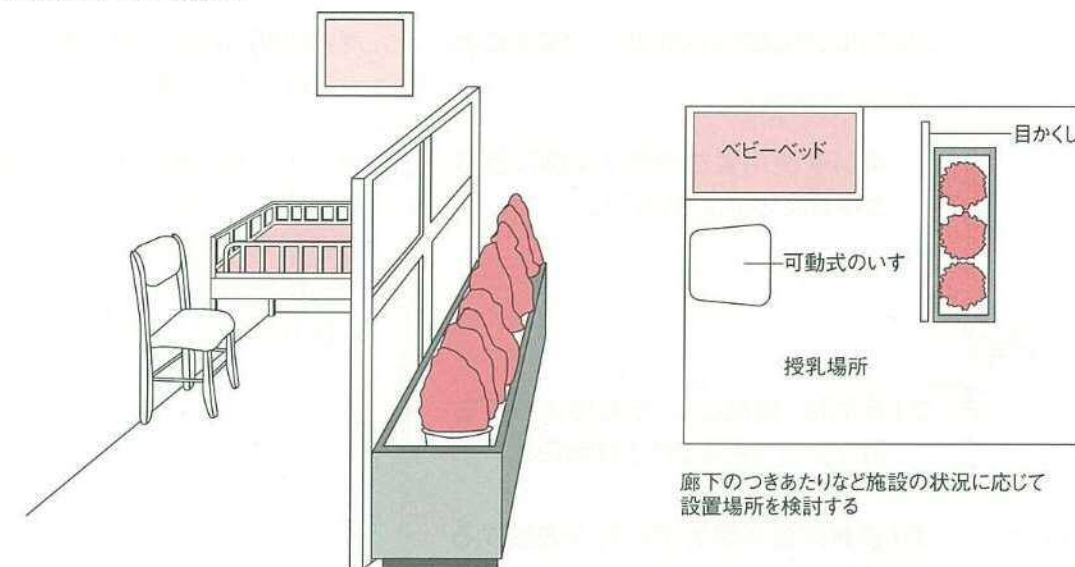
基本的な考え方 同行している児童などがいる場合の対応として、児童用のいすなどの設置のほか、衛生面での配慮も望まれる。

●函館市整備基準図解

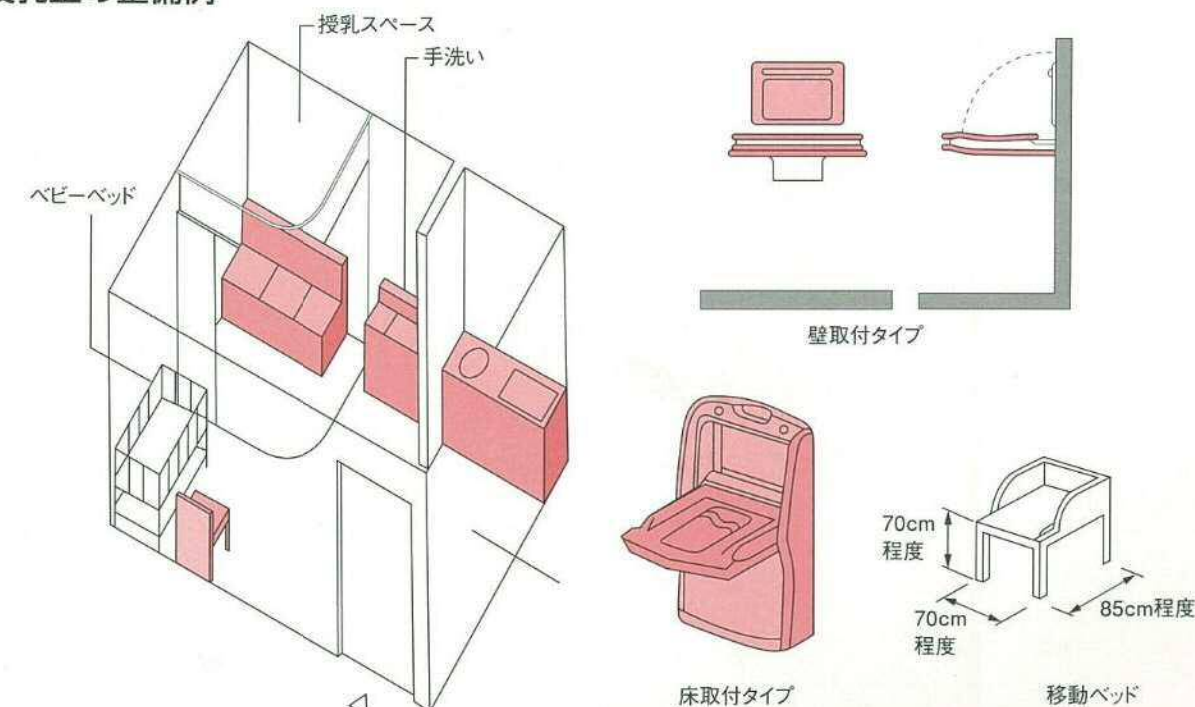
■授乳およびおむつ替えの場所の整備

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項

●授乳場所の整備例



●授乳室の整備例



●整備基準

基本的な
考え方

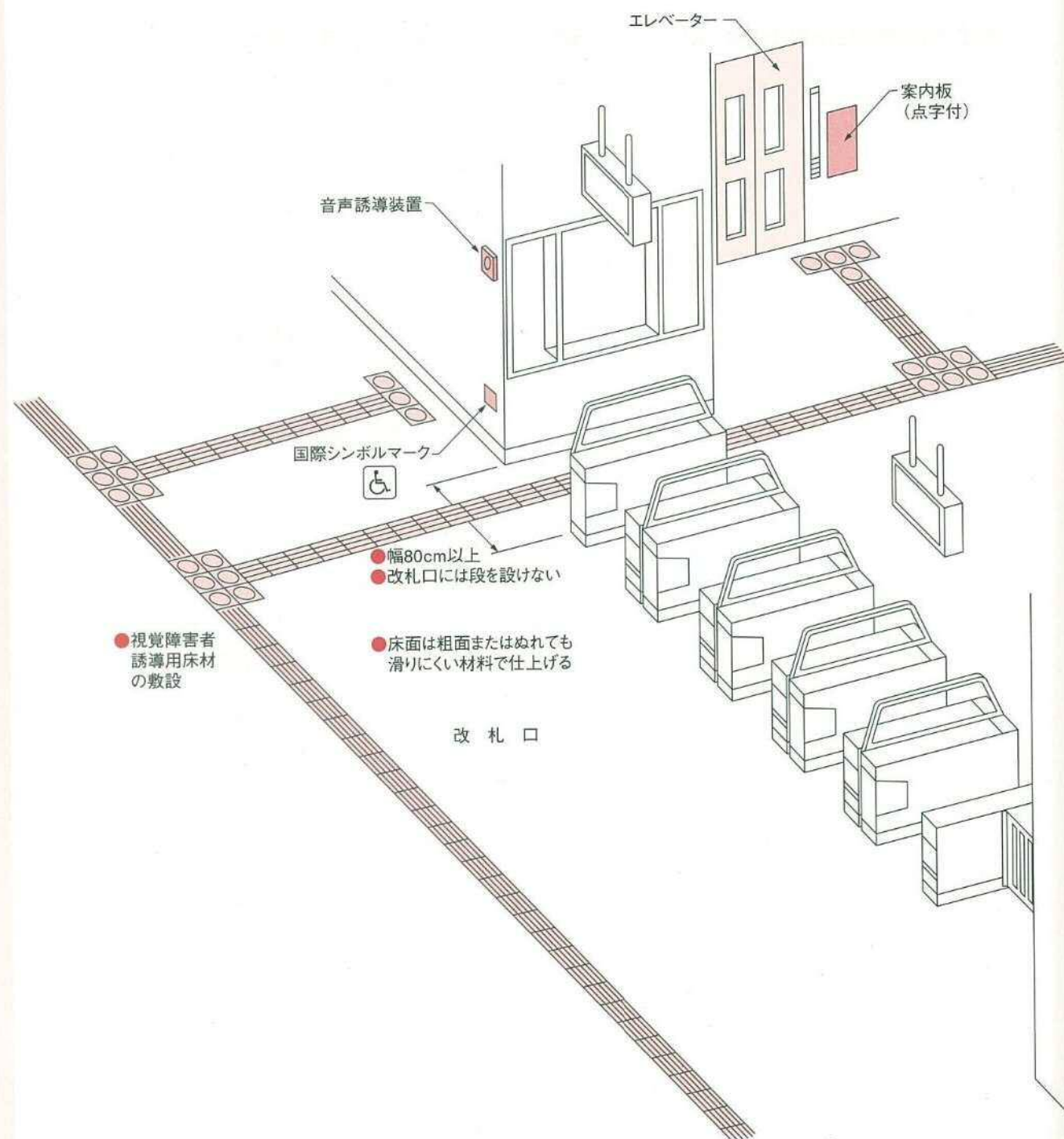
改札口は、障害者、高齢者等誰もが安全かつ円滑に利用できるような十分な幅を確保するとともに、床面の仕上げにも配慮する必要がある。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
改札口	●改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。				
幅の確保	ア) 幅は、内法を80cm以上とすること。	●内法80cmとは、車いすが通過できる寸法である。	ア) 幅は、内法を90cm以上とすること。	●内法90cmとは、車いすが通過しやすい寸法である。	
段差の解消	イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	●「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる段(例:高低差が1cm程度で丸みを持たせた段)以外のものが該当する。			
表面仕上げ	ウ) 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。				
視覚障害者誘導用床材の敷設	エ) 視覚障害者誘導用床材を敷設すること。				

●函館市整備基準図解

■改札口の整備例

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項



●配慮すべき整備・対応

基本的な
考え方

改札や料金などの支払いの際に、障害者等が利用しやすい高さなどの配慮がより好ましいほか、左手でも利用しやすい工夫が望まれる。

■配慮すべき事項

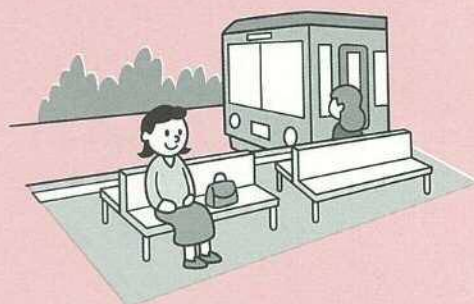
- 視覚障害者誘導用床材を敷設する。
- 案内板による表示をする。
- 音声誘導装置の設置または誘導できる人員を配置することが望ましい。

●整備基準

基本的な 考え方

乗降場は、車両と接する場所であるため、安全に対して十分な配慮が必要である。床面はぬれても滑りにくく、転落のおそれのあるところはさくの設置や点状注意喚起床材の敷設など万全の対策が必要である。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説
プラットフォーム および乗船場	●乗降場を設ける場合においては、当該乗降場は、次に定める構造とすること。	
表面仕上げ	ア) 床面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げること。	
点状注意喚起床材 の敷設	イ) 縁端には、ホームドア、さく、点状注意喚起床材その他の視覚障害者の転落または進入を防ぐための設備を設けること。	●乗降場においては、視覚障害者が転落する危険性があるため、乗降場縁部に点状注意喚起床材を敷設し、転落を防止する。
転落防止さく の設置	ウ) 両端には、点状注意喚起床材を敷設し、かつ、転落を防止するためのさくを設けること。	●さくの高さは1.1m～1.5m程度とする。



●配慮すべき整備・対応

基本的な 考え方

利用者への配慮として、適切な場所への休憩設備や待合いの場所の設置、さらには安全確保のための人的対応が望ましい。

■配慮すべき事項

- 休憩用設備を障害者等の通行の支障とならないよう、適切な位置に設ける。
- 車両、船舶等とホーム等との段差および隙間は、できるだけ小さくする。

【バス乗り場（停留所）】

- 視覚障害者誘導用床材を敷設する。
- 屋根またはひさしを設置する。

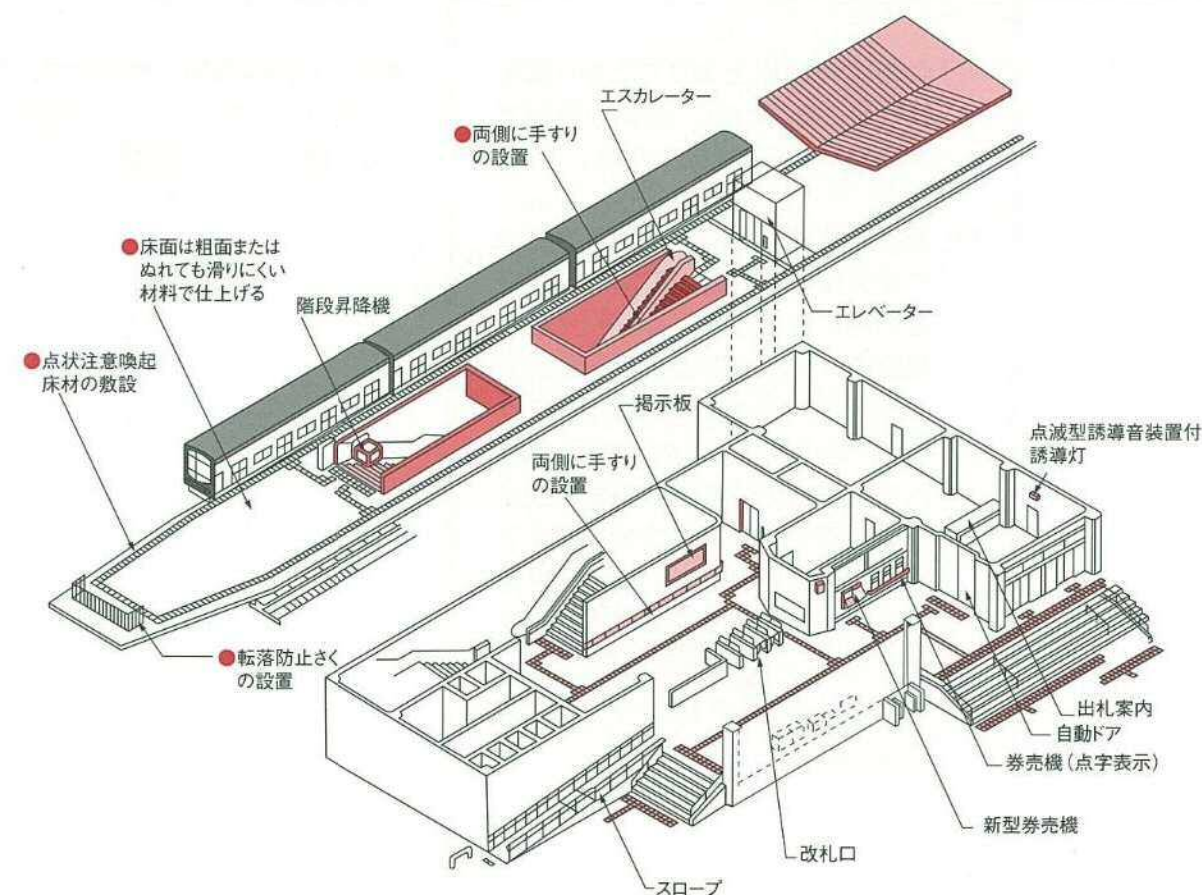
【タクシー乗り場】

- 公共交通機関の施設には、タクシー乗り場を設ける。
- 屋根またはひさしを設置する。
- 視覚障害者誘導用床材を敷設する。

●函館市整備基準図解

■乗降場の整備例

※●は市の整備基準、それ以外は配慮すべき事項



●整備基準

基本的な考え方 通路は安全かつ円滑に通行できるのが基本であるが、すれ違いの幅、車いすの転回幅など、ゆとりを持って確保する。

整備項目	函館市整備基準	整備基準の解説	道条例誘導的基準	誘導的基準の解説	備考
通路	(1) 通路は、「建築物の【2】廊下等」の項の(1)、(2)および(3)のアに定める構造とし、かつ、障害者、高齢者等が円滑に通行できるよう必要に応じ、視覚障害者誘導用床材を敷設し、または音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。この場合において、通路が傾斜路であるときは、次に定める構造とすること。	●この項の通路は、改札口から乗降場に至る通路をいう。	① 通路は、「建築物の【2】廊下等」の項の③のアに定める構造とし、かつ、障害者、高齢者等が円滑に通行できるよう、視覚障害者誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。		
手すりの設置	ア) 両側に手すりを設けること。	●片側まひの方による利用も考えると、両側に設置することが必要である。			
立ち上がり部の設置	イ) 両側に5cm以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (2) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間には、移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成12年運輸省・建設省令第10号）第4条に定める基準を満たす経路（以下「移動円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けること。	●車いすの脱輪防止や松葉づえを落とさないなどの安全上の配慮から設けることが必要である。			